

統一協会に対する

解散命令決定（東京高裁）の分析

2026年5月28日

弁護士 郷路 征記

## 目次

はじめに	1
1 「第1 認定事実①」、「第2 認定事実①を踏まえた検討」の概要と結論	1
(1) 概要	1
(2) 結論＝「5 総括」の要旨	2
2 「第三 当裁判所の判断」の「第1 認定事実①」（11頁11行目）について	2
(1) 「1 統一協会の概要、組織、収入及び予算」（11頁）について	2
(2) 「2 文鮮明及びその活動、統一協会による海外の宣教活動の支援」（13頁）について	3
(3) 「3 『万物復帰』等の統一協会の教義及び文鮮明や統一協会の幹部の発言」（15頁） について	3
ア 万物復帰とエバ国家	3
イ 伝道・教化課程で教えられるエバ国家	4
ウ 死ぬようなことがあっても万物復帰を！！等の文鮮明の発言	4
エ 文鮮明の、日本統一協会会長ら幹部に対する叱責	5
(4) 「4 株式会社ハッピーワールド及び『連絡協議会』や『信徒会』と称される活動体の活動」 （19頁）について	5
ア 大理石壺等の販売会社の設立と古田「局長」の役割	5
イ 神戸事件・熱狂グループとは？	6
ウ ビデオセンターを用いた、正体を隠した伝道活動の開始	6
エ 霊感商法についての認定がないこと－私の意見	7
オ 青年による既婚婦人伝道課程の認定がない－私の意見	8
(5) 「5 献金の勧誘等に関するマニュアルや数値目標を記載した文書等」（25頁） について	8
ア マニュアルの存在	8
イ 数値目標を記載した文書	9
(6) ここまでの本件決定の意味－私の意見	10
(7) 「6 統一協会に対する損害賠償請求の状況」（28頁）について	11
(8) 「7 控訴人の信者らによる物品の販売についての刑事訴訟の状況」（31頁18行目） について	11
ア 認定	11
イ 実行行為者とされた信者の事件がある－私の意見	11
ウ 伝道活動という視点からの分析－私の意見	11
3 「第三 当裁判所の判断」の「第2 認定事実①を踏まえた検討」（31頁24行目） について	12
(1) 「2 本件確定判決を踏まえた統一協会の信者らによる不法行為に関する検討」 （33頁）について	12
ア 私の「指摘」への対応のように感じられる	12

イ	訴訟類型についての認定	12
ウ	上記について、私の立場からの検討・評価	13
エ	損害についての認定・評価	19
オ	統一協会の責任についての認定・評価	20
カ	本件確定判決により、統一協会信者の不法行為が認定できると本件決定は判断した	21
キ	統一協会の主張は根拠がないと判断した	23
(2)	「3 本件確定判決を踏まえた統一協会の関与に関する検討」(44頁)について	24
ア	統一協会(会長)が信者の不法行為を容認していたことが必要と本件裁判所は考えた のではないか	24
イ	上記を認定した根拠と勧誘指示の目的について明確な認定	24
ウ	献金等の勧誘を指示した目的	25
エ	連絡協議会等は統一協会の内部組織たる活動体と認定	26
(3)	本件和解は裁判所の心証に基づいていると推認	28
4	「第3 認定事実②」、「第4 認定事実②を踏まえた検討」の概要と結論	28
(1)	概要	28
(2)	結論	29
5	「第三 当裁判所の判断」の「第3 認定事実②」について(63頁)	29
(1)	「1 コンプライアンス宣言及びこれを踏まえた統一協会の対策」について	29
ア	新世事件への対策・上記(1)概要の①の時期	29
イ	名称変更による対応・伝道方法の見直し→上記(1)概要の②の時期	31
ウ	民事裁判件数を減少させるための対策	33
エ	本件銃撃事件後の対策・上記(1)概要の③の時期	33
オ	地裁解散命令への抗告後の対策と私の批判→上記(1)概要の④の時期	36
(2)	「2 コンプライアンス宣言後の献金収益の推移」(94頁)について	37
(3)	「3 統一協会の信者らによるコンプライアンス宣言後の不相当献金等・伝道等勧誘 行為の状況及び損害賠償請求等の状況」(104頁)について	37
ア	認定等	37
イ	私が担当した事件	37
ウ	平成22年以降の不法行為の実情	38
6	「第三 当裁判所の判断」の「第4 認定事実②を踏まえた検討」(124頁)について	38
(1)	「1 統一協会が取るべきであった対策」(124頁)について	38
(2)	「2 統一協会がコンプライアンス宣言を踏まえて本件銃撃事件までに行った対策に ついての検討・評価」(126頁)について	38
ア	不相当行為防止措置は不十分である	38
イ	ノルマ緩和措置はとられていない	39
(3)	「3 コンプライアンス宣言後の統一協会信者らによる不法行為及び統一協会の関与に 関する検討」(137頁～)について	40
(4)	「4 銃撃事件後の対策の検討・評価」(141頁)について	41

ア	認定	41
イ	(ア)の認定への批判	42
7	「第三 当裁判所の判断」の「第5 解散命令の可否」(153頁)について	42
(1)	「(2) 宗教法人について」(宗教法人法81条1項柱書)(155頁)について	42
ア	認定	43
イ	統一協会の不法行為と認定したといえる	43
(2)	「(3) 著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」(宗教法人法81条1項1号)(155頁)について	43
ア	認定	43
イ	原決定との対比	44
(3)	「2 統一協会の解散を命ずる必要性」(162頁)について	44
ア	認定	44
イ	私の評価	45
(4)	「ウ 小括」(165頁)について	45
(5)	「3 結論」(170頁)について	46
8	今後の私の課題	46

## 略称について

略称については、添付した本件決定（下記参照）別紙1－2略称一覧表のとおりである（但し、斜線部分は除く）が、献金等勧誘行為等は献金等勧誘行為と区別しづらいし、大切な伝道・教化のことが印象に残らなくなってしまう恐れがあるので、献金等・伝道等勧誘行為と変更して用いる。これにしたがい、不相当献金等勧誘行為等は不相当献金等・伝道等勧誘行為と、不相当献金等勧誘行為等防止措置は、不相当行為防止措置と変更して用いる。「未証し」については、統一協会の言い方であり、伝道活動で用いられることが殆どであり、私の言い方である「正体隠し伝道」の方が歴史も古いので、こちらを用いる。その意味は「伝道目的で、統一協会員であること、統一協会の伝道活動のきっかけであることを隠し、積極的に身分や目的を偽ったりして、アンケートを依頼したり、物品を販売したり等して、悩みや願望等を把握し、今が、その問題が好転も悪化もする転換期だと伝えて不安を喚起し、素晴らしい先生がいるから等と虚偽を伝えて、ビデオセンターに連れていき、ビデオセンターの受講決定をさせた後も、メシヤを証す時まで統一協会であること、教えているのが統一協会の教義であることを隠し、事実であり真理であるとして教える伝道方法」のことである。それ以外の本稿に用いられている略称（本件決定の表現を変更したものも含む）については以下のとおりである。

- ・本件決定：令和7年（ウ）1003号宗教法人解散命令に対する抗告事件への令和8年3月4日付「本件抗告を棄却する」とした東京高裁の決定。
- ・原決定：令和7年3月25日付東京地裁の統一協会に解散を命じた決定。
- ・統一協会：世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会）のこと。本件決定で「抗告人」と表記されているものについても統一協会と記載する。特に日本の統一協会であることを強調したいときは、日本統一協会という。
- ・文鮮明・韓鶴子：文鮮明（死後は韓鶴子）という本件決定の表現を変えて用いる。
- ・韓国統一協会：韓国の世界平和統一家庭連合
- ・連絡協議会：全国しあわせサークル連絡協議会。統一協会が、統一協会の組織に訴訟対策上付けた名前。信徒会も同様。
- ・甲事件判決：札幌地方裁判所平成13年6月26日付判決。本件確定判決の甲Eの証拠番号欄11番の事件（189頁）の一審判決。本件確定判決中、最初に提訴された事件。佐藤陽一裁判長、本田晃裁判官、中里敦裁判官。
- ・本件確定判決〇〇番・〇〇頁：特定したい本件確定判決については「本件確定判決〇〇番・頁数」と記載する。
- ・乙事件判決：札幌地方裁判所平成24年3月29日付の判決。本件確定判決27番・197頁。橋詰均裁判長、戸畑賢太裁判官、舘英子裁判官。
- ・丙事件判決：札幌地方裁判所平成26年3月24日付判決。本件確定判決28番・201頁。千葉和則裁判長、鳥居俊一裁判官、加藤貴裁判官。

- ・ AKH事件：東京地裁平成29年（ワ）第40746号等事件。本件確定判決32番・202頁。本件確定判決中、最後に言い渡された判決。市川多美子裁判長、佐野倫久裁判官、山中秀斗裁判官。
- ・ 本件和解〇〇番・頁数：特定したい本件和解については「本件和解 甲Fの証拠番号・頁数」＝「本件和解〇〇番・頁数」と記載する。
- ・ 本件示談：別紙4示談一覧表に記載された訴訟外の示談のこと。
- ・ 古田：本件決定では「B」と表示されている、古田元男のこと。
- ・ 靈感弁連：全国靈感商法対策弁護士連絡会
- ・ 原決定の分析：世界平和統一家庭連合に対する解散命令決定の分析 (<https://www.glo.gr.jp/kaisanmeirei-bunseki.pdf>)。拙稿。
- ・ 過大なノルマ：社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような金額の献金や物品販売の数値目標（以上、本件決定の表現）のことをいう。
- ・ 令和7年札幌地裁事件：令和7年12月11日提訴の、私が元信者の代理人となって統一協会に損害賠償を求めた札幌地方裁判所の事件。
- ・ 定着経済：靈感商法をできなくなった統一協会が、信者にしてから、信者やその関係者からの経済的収奪のためにおこなった物品販売方法。着物や宝石、絵画など定価が判りにくく、粗利の厚い商材を社会心理学の技術を用いて販売するやり方。因縁トークは一切用いない。
  
- ・ 本件決定や原決定からの引用部分についても、上記の略称を用いる。
- ・ 本件決定からの引用ヶ所を示す際には、引用部分を「 」でくくったうえ、その末尾の（ ）内に該当する頁や、頁と見出しの番号や記号、あるいは行数を記載して特定する。
- ・ 本件決定の見出しの記号や記号を本文中で記載する場合には「 」を用いて、本件決定の見出しであることを示す。
- ・ 甲・乙・丙・AKH事件は、私が原告ら代理人を務めた。

(別紙1-2)

略称一覧表

不当寄附勧誘防止法(2頁)	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
特商法(2頁)	平成20年法律第74号による改正前の特定商取引に関する法律
令和6年最判(2頁)	最高裁令和6年7月11日第一小法廷判決・民集78巻3号921頁
令和7年最決(2頁)	最高裁令和7年3月3日第一小法廷決定・民集79巻3号997頁
全国弁連(3頁)	全国靈感商法対策弁護士連絡会
伝道・教化(3頁)	原告人の信者となるよう勧誘し、原告人の教義に帰依随順させること。
新世事件(4頁)	原告人の信者2名が、印章等の販売等を業とする有限会社新世の業務に関し、平成19年10月9日から平成21年2月9日にかけて、街頭で呼び止めた通行人らを同社の営業所に同行させ、印章の売買契約の締結を執拗に迫り、同人らを威迫して困惑させたとして、平成21年11月10日、特商法違反の罪により、同社を罰金刑、同信者らを執行猶予付きの懲役刑及び罰金刑に処する旨の有罪判決が宣告された刑事事件
コンプライアンス宣言1(4頁)	原告人が全国の教会指導者に対して発出した平成21年2月12日付け「信者らの活動に関する事件報道について－教会指導者に対する注意と指導－」と題する事務連絡文書
コンプライアンス宣言2(4頁)	原告人が全国の教会指導者に対して発出した平成21年3月25日付け「信者らの献金奨励 勧誘活動及びビデオ受講施設等における教育活動等に対する指導について」と題する事務連絡文書
コンプライアンス宣言(4頁)	コンプライアンス宣言1及びコンプライアンス宣言2
本件銃撃事件(5頁)	令和4年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃されて死亡した事件
岸田元首相(6頁)	岸田文雄元内閣総理大臣(相手方が原告人の解散命令を請求した当時の内閣総理大臣)
田中前会長(6頁)	原告人の田中富廣前会長
韓国家庭連合(13頁)	文鮮明が昭和29年に韓国において創立した「世界基督教統一神霊協会」との名称の教団。平成9年に名称が「世界平和統一家庭連合」に変更された(名称変更の前後を問わず、「韓国家庭連合」と略称する。)
ハッピーワールド社(19頁)	原告人の信者らによって昭和46年5月に設立された、高麗人参茶の訪問販売及び高麗大理石壺の輸入販売を主たる業務とする株式会社。当初の商号は幸世商事株式会社であったが、昭和53年3月に「株式会社世界のしあわせ」に、同年11月に「株式会社ハッピーワールド」に、商号変更された(商号変更の前後を問わず、「ハッピーワールド社」と略称する。)
連絡協議会(22頁)	全国の原告人の信者らによるハッピーワールド社の営業・販売活動及びその顧客に対する伝道・教化活動を統括・指導するための「全国しあわせサークル連絡協議会」と称される活動体

信徒会 (25頁)	抗告人の信者らによる「信徒会」と称される各地域の活動体
連絡協議会等 (25頁)	連絡協議会及び信徒会
本件確定判決 (28頁)	別紙2-1の本件確定判決一覧表に記載の確定判決
本件和解 (29頁)	別紙3-1の本件和解一覧表に記載の訴訟上の和解
献金等行為 (32頁)	①抗告人への献金をし、②抗告人の信者若しくはその関係者から物品を購入し、③抗告人の信者若しくはその関係者に対して貸付金等の名目で金員を交付し、又は④抗告人、抗告人の信者若しくはその関係者が開催する参加費等の発生するセミナーや儀式等に参加する行為
献金等出捐金 (32頁)	献金等行為により献金、物品購入代金、貸付金等又は参加費等の名目で支出する金員
献金等勧誘行為 (32頁)	献金等行為を勧誘する行為
伝道教化勧誘等行為 (32頁)	伝道・教化した上、献金等行為を勧誘したり、抗告人の信者として他の者に対する伝道・教化活動や物品の営業・販売活動に従事するよう求めたりする行為
献金等勧誘行為等 (32頁)	献金等勧誘行為及び伝道教化勧誘等行為
対象者 (32頁)	献金等勧誘行為等の対象となる者
因縁トーク (32頁)	1 ①過去及び現在において、対象者やその親族に悩み・不幸・苦しみが発生したことや発生していることは、先祖の悪行や罪等に原因(因縁)がある旨、②先祖の悪行や罪等が原因(因縁)となって、将来、対象者やその親族に悩み・不幸・苦しみが発生する可能性がある旨、あるいは、③先祖や亡くなった対象者の親族が霊界や地獄で苦しんでいる旨を告げるとともに、 2 ①現在の悩み・不幸・苦しみを解消し、②将来の悩み・不幸・苦しみを避け、あるいは、③先祖や亡くなった対象者の親族を霊界や地獄の苦しみから解放するためには、一定の行為をする必要がある旨を告げ、その不安をあおった上で、当該行為を勧誘する手法
未証し (33頁)	抗告人に関連する行為であることを秘しつつ、一定の行為を勧誘する手法
不相当献金等勧誘行為(33頁)	諸事情を総合的に考慮した結果、以下の1や2に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金等勧誘行為 1 対象者に対し、未証しにより献金等行為を勧誘したり、因縁トーク等の手法により献金等行為をしないことによる害悪を告知して対象者の不安をあおった上で献金等行為を勧誘したりするなど、対象者の自由な意思を制限し、献金等行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金等行為を勧誘すること 2 対象者に対し、 (1) 対象者の資産や収入に比して過大な献金等出捐金の支払が必要となる献金等行為や、 (2) 対象者の親族の意思に反し、当該親族に無断で、当該親族の財産を原資として、献金等出捐金を支払わせることとなる献金等行為 など、対象者又はその親族に不当な不利益を与え、あるいは、対象者又はその親族の生活の維持に支障が生じることになる

	<p>ような献金等行為を勧誘すること</p>
<p>不相当伝道教化勧誘等行為 (34頁)</p>	<p>以下のような伝道教化勧誘等行為であって、社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ①対象者に抗告人への献金や他の者への物品の営業・販売活動及び伝道・教化活動を行わせること、並びに②対象者に行わせる他の者への伝道・教化活動によって①の行為を行う抗告人の信者を再生産することによって、経済的利益を上げる目的で、</li> <li>2 対象者に対し、伝道・教化する過程において、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記1の目的や抗告人に関連する活動であることを秘しつつ、抗告人、抗告人の信者又はその関係者が開催するセミナー等への参加を勧誘したり（未証し）、</li> <li>(2) セミナー等において、先祖の因縁、自己の罪深さ、地獄や霊界の存在等を教え込みつつ、抗告人の教義に基づく活動をしなければ、あるいは、抗告人の教義から離脱すれば、対象者やその親族が現世又は地獄や霊界において苦しむことになるなどと害悪を告知して不安をあおったりする方法により、 対象者の自由な意思を抑圧し、抗告人の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、さらには、抗告人の教義から離脱することを困難な状態に陥らせた上で、</li> </ol> </li> <li>3 対象者に対し、抗告人の教義に基づく活動として、抗告人への献金等行為を勧誘したり、他の者に対する無償かつ過酷な物品の営業・販売活動や伝道・教化活動に従事するよう求めたりすること</li> </ol>
<p>不相当献金等勧誘行為等 (34頁)</p>	<p>不相当献金等勧誘行為及び不相当伝道教化勧誘等行為</p>
<p>不相当献金等勧誘行為等防止措置 (125頁)</p>	<p>信者らに対し、不相当献金等勧誘行為等を行うことを容認しないことを明らかにした上で、信者らによる不相当献金等勧誘行為等を防止するための具体的かつ実効性のある措置</p>
<p>数値目標緩和措置 (125頁)</p>	<p>献金や献金の勧誘を行ってきた信者らからその実情等を聴取するなどして、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘を行った場合に達成することの可能な献金の金額を把握した上、数値目標を当該金額にまで下げるとともに、数値目標達成に向けた信者らに対する心理的圧迫を緩和するための具体的かつ実効性のある措置</p>
<p>不相当献金勧誘行為 (140頁)</p>	<p>以下の1や2に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金を勧誘する行為（概念上、不相当献金等勧誘行為等に含まれるものである。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者の自由な意思を制限し、献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金を勧誘すること</li> <li>2 対象者又はその親族に不当な不利益を与え、あるいは、対象者又はその親族の生活の維持に支障が生じることになるような献金を勧誘すること</li> </ol>

## はじめに

本稿では、おおむね本件決定の叙述の順番に従って、まず、本件決定の内容を紹介している。多くの人にとって決定を入手することが困難であると考えたからである。そのうえで、コンプライアンス宣言前の部分（第1と第2）について、主に甲事件判決との対比をおこなっている。25年前の判決に、光があたったように思ったからである。

又、本件決定が本件確定判決を2つの類型に分類していることに伴い、私の主張する「畏怖困惑型訴訟」、「信仰の自由侵害型訴訟」の異同、その役割、これからの課題について論ずることになった。最後のタイミングであろうし、今後に影響のあるところだからである。又、一貫して「信仰の自由侵害型訴訟」を遂行してきた身として、思い入れもある。

コンプライアンス宣言以降のことについて、本件決定は詳細な事実認定をおこなっている。コンプライアンス宣言等の内容について、実務体験からの批判を試みた。余人になし得ないと思ったからである。

その結果、長文になった。ご理解いただけると嬉しい。

## 1 「第1 認定事実①」、「第2 認定事実①を踏まえた検討」の概要と結論

### (1) 概要

「第1 認定事実①」は添付した別紙1-1本決定の目次のとおり「1～7」で構成されている。そのうちの「4 株式会社ハッピーワールド及び『連絡協議会』や『信徒会』と称される活動体の活動」と、「6 統一協会に対する損害賠償請求の状況」についての認定が中核である。上記「4」が、連絡協議会（統一協会）が行った行為の歴史的、かつ素描的な記載であり、それに対して訴訟等が提起され、本件確定判決、本件和解、本件示談が集積されていることが「6」で認定されている。「2」、「3」、「5」において本件決定が認定した事実は、「4」に記載された連絡協議会（統一協会）の行為の指針となった事柄で、原決定に比してはるかに詳細なもので、本件決定の優れた認定判断を生み出す根拠となっている。又、「1」のうち、収入及び予算は、この段階では客観的な事実の認定にすぎないのだが、この事実を基礎に本件決定の結論（特にコンプライアンス宣言等の評価）に影響する重要な判断がおこなわれることになる。

そして、本件確定判決と本件和解が「第2 認定事実①を踏まえた検討」（31頁～63頁）の「2～4」で検討され、下記の「5 総括」（62頁）が導き出されている。注目すべきところは「2 本件確定判決を踏まえた統一協会の信者らによる不法行為に関する検討」と、「3 本件確定判決を踏まえた統一協会の関与に関する検討」である。「2」は、本件確定判決と本件和解で認定された信者の不法行為、損害、統一協会の責任についての認定が、いずれも相当であるとするものである。「3」が特に取り上げられているところに裁判所の意図があると思う。統一協会信者の不法行為を、統一協会の会長は少なくとも未必的に容認していたという認定は、解散命令の「宗教法人について」という要件に該当するという判断のためにも必要と本件裁判所は考えたのではないかと推測し

ている。

判りやすさのために、本件決定の順番に関わらず、本稿では「第2」の「5」の要旨を「第1」と「第2」の結論として、この直後に記載する。

## (2) 結論＝「5 総括」の要旨

統一協会は、日本の信者らは無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきであるとする文鮮明・韓鶴子の方針を踏まえ、統一協会の献金収入を増大させるとともに、韓国統一協会の資金を含む文鮮明・韓鶴子の活動資金を獲得する目的で、会長等の幹部の承認の下、本部組織、地方組織を通じて、信者らに対して、過大なノルマを科して献金や物品の購入の勧誘をおこなうよう求めた。

その際、統一協会の会長等の幹部は、統一協会の信者らが過大なノルマを達成するため、不法行為となる不相当献金等・伝道等勧誘行為をおこなうことを、少なくとも未必的に容認した。

その結果統一協会の信者らは、求められた過大なノルマを達成するため、本件確定判決のとおり、140名の対象者に対して不法行為をおこない、献金等15億1222万8609円の財産上の損害を与え、合計1億7177万円の慰謝料に相当する精神的苦痛を与え、本件和解のとおり、計366名の対象者に対し不法行為に該当する行為をおこない、同対象者らやその関係者に対して少なくとも合計57億5277万6082円の損害を与えた。

この総括の特徴は、統一協会の組織のトップから末端の信者のところにダウンして行く認定順序にある。すなわち、文鮮明・韓鶴子の活動資金獲得意志の存在 → 日本統一協会会長も承認の下で、過大なノルマの決定・それは不法行為をおこなわなければ達成できないほどのものであった → 組織を通じて信者に過大なノルマ達成を求めた → 信者は対象者に不法行為をおこなった、という認定がおこなわれていることである。

統一協会の事件で、このような認定順序は珍しいと私は思う。それが可能になったのは、文科大臣が質問権に基づいて報告させた予算・決算に関する資料が証拠として用いられたからであると思われるが、それを利用してとても説得力のある認定がされていると思われる。以下、その点にも着目しつつ、分析する。

## 2 「第三 当裁判所の判断」の「第1 認定事実①」(11頁11行目)について

### (1) 「1 統一協会の概要、組織、収入及び予算」(11頁)について

日本統一協会の予算中に海外宣教授助費(文鮮明・韓鶴子の活動費を含む)が組み込まれていること、会長も構成員である責任役員会が予算を承認することが重要な認定である。

「(3) 収入及び予算」(12頁)に、統一協会の予算決定手順が認定されている。それは「②本部の予算担当局が、本部各局の事業計画と海外宣教授助計画(世界本部や各国教会等の海外の統一協会の関連団体からの財政支援要請に対する援助計画)に基づいて(本稿において、下線は全て筆者)本部の支出計画案を作成し」、次いで「③本部の予算担当局が、同支出計画案に基づいて、……本部組織と地方組織の予算案を統合して統一協会全体の次年度予算案を作成し、「④責任役員会及び評議員会議がこれを承認」することによって決定する、という手順である。すなわち、海外宣教授助計画遂行に必要な予算が、統一協会の毎年度予算に組み込まれている事実、そして組織として当然のことながら、統一協会の最高意思決定機関が予算を承認する事実が認定されている。なお、責任役員会は、代表の役員(会長)、その他の責任役員で構成されている(11頁(2))。

## (2) 「2 文鮮明及びその活動、統一協会による海外の宣教活動の支援」(13頁)について

文鮮明の多岐・多額の支出を要する事業活動についての認定が重要である。

本件決定は、韓国統一協会の総裁である文鮮明・韓鶴子が再臨のメシヤ(救世主)、人類の真の父母とされている事実と、ソウルから60キロの清平湖近くにある天苑宮等の施設群の存在を認定している。又、文鮮明の活動が宗教活動に留まらず、政治活動、リゾート経営、航空産業団地の造成など経済活動にまで多岐に渡ることで、死後は韓鶴子がそれらを引き継いでいる事実が認定されている。

日本統一協会は海外宣教名目で予算を組み、それが平成10年当時、統一協会の年間運営費150億から180億円の内5割から6割を占めていたこと、平成13年当時の運営費200億から250億の内5割を占めていたこと、そして文鮮明の事業である国際ハイウェイ事業に、平成7年までに約100億円を出資していた事実が認定されている(14頁(3))。

日本統一協会の海外宣教名目予算の中に、文鮮明・韓鶴子の活動資金が含まれている事実が示されている。

## (3) 「3 『万物復帰』等の統一協会の教義及び文鮮明や統一協会の幹部の発言」(15頁)について

統一協会員に対し、自己破滅的な献金等を強いる、教義、文鮮明等幹部の思想の認定である。

### ア 万物復帰とエバ国家

「(1) 『万物復帰』等の統一協会の教義」の「ア 『万物復帰』(15頁)で、その教義の公式的内容が紹介されたうえ、その教義が信者に対して現実にはどう伝えられていたのかという点に着目し、統一協会発行の書籍の中に「自発的に持てるかぎりを尽くして(神に献金を)捧げることを奨励しています」等という記載のあることが認定さ

れており、ついで「イ 『エバ国家』又は『母の国』(15頁)の項では、文鮮明の著書である自叙伝の巻末の特別寄稿に基づいて、文鮮明が「日本は世界の母親として、たとえ飢えたとしても世界の国々を保護し、経済的援助をして育てていくのです。」と語ったという事実が認定されている。そのことによって、教義が信者に伝えられている実際の姿の一端が明らかにされている。

## イ 伝道・教化課程で教えられるエバ国家

### (ア) 本件決定の認定

そして、「(イ)」(16頁)では、統一協会の信者は「日本は『エバ国家』、韓国は『アダム国家』であり、『エバ国家』である日本には、伝道活動と経済活動に全力を尽くす使命があると(伝道・教化課程で)教えられていた。」(( )内筆者)という事実が、乙事件判決の認定に基づいて認定されている。

### (イ) 乙事件判決の認定を生み出したもの

乙事件判決の上記認定は、当該事件原告(元信者)らの受講ノート及び供述に基づいている。受講ノートと元信者の供述に基づいて、統一協会の伝道・教化課程で実際に教えられている講義内容=対象者に教えられ、信者の信念として内面化され、信者を「拘束」する機能を果たす教義=を詳細に明らかにするという作業は、私が初めておこなったものだと思っている。多数の受講ノートを用いて、60名を超える元信者原告についてその作業をおこない、それを裁判によって主張した結果、統一協会も元信者の主張する教義内容のほとんどを認めている。これらの結果、統一協会の伝道・教化課程で教えられる教義の内容と教えられる順序、教えられる内容の段階的な変化は私の担当した事件の各判決(AKH事件を除く)で正確に認定されることになった。そのことは、対象者が教えられることを真理として受け入れるために重要なことなのであり、真理と受け入れることは信仰することの前提なのである。そのため、統一協会の「工夫」が込められていることなのである。

## ウ 死ぬようなことがあっても万物復帰を!!等の文鮮明の発言

### (ア) その内容

「(2) 文鮮明や統一協会の幹部の発言」(16頁)では、広島高裁岡山支部平成12年9月14日付判決<sup>1</sup>に基づいて「借りてでも天に捧げようという心がなくてはならない」、「死ぬようなことがあっても万物復帰をすることに合格しなければならない」、「(サタンに奪われた)世の中のすべての万物を取り戻して神様の所有にしなければならない」等の文鮮明の発言が認定がされている。統一協会の機関誌である「ファミリー」や「祝福」には統一協会員は必ず「万物復帰をしなければならない」、「たとえ死ぬようなことがあったとしても、それに合格しなければならない」等という文鮮明の発言があることが認定されている。

---

<sup>1</sup> 本件確定判決5番・187頁：以下、引用された本件確定判決については添付資料参照

**(イ) 甲事件判決の認定**

本件決定のこれらの認定に関して、甲事件判決では、「第1 前提事実」の「7」の「(1) 被告協会の機関誌における記載」と題する項で、昭和46年から平成元年までのうち10年間に発行された機関誌に基づいて、判決の17頁から31頁まで、15頁を費やして、はるかに詳細な認定がされている。

**エ 文鮮明の、日本統一協会会長ら幹部に対する叱責**

本件決定は「ウ」(18頁)で、文鮮明が日本の会長等幹部を金銭抛出が少ないことで叱責した事実を認定している。

統一協会中央神奈川教区が作成した「神奈川統一運動史」という冊子の中で、高橋康二中央神奈川教区長(当時)は、文鮮明が日本の統一協会会長等を集めた席で、献金目標が達成できていないことを責めて、2時間半も「エバ国から外す」と叱責したと記載しており、その事実が、書証として提出された上記冊子に基づいて乙事件判決と、丙事件判決で認定されている。本件決定の上記認定は、両判決の認定に基づいている。上記「運動史」が本件では証拠提出されていなかったのだろう。

そして、「エ」(19頁)で、これらの発言等が示す考え方や方針が、韓鶴子に変わった後に変更されたことをうかがわせる証拠はないと本件決定は認定している。

**(4) 「4 株式会社ハッピーワールド及び『連絡協議会』や『信徒会』と称される活動体の活動」(19頁)について**

靈感商法、正体を隠し靈感商法の手法を流用した既婚婦人に対する伝道・教化活動と、信者にしてからの根こそぎ献金等がおこなわれるようになった時期である。それらの行為を、誰がおこなったのかについて、統一協会は、自身ではない、信者組織だと主張しているのである。

**ア 大理石壺等の販売会社の設立と古田「局長」の役割**

**(ア) 認定**

「(1) 株式会社ハッピーワールドの設立及び代表取締役に係る刑事事件」(19頁)、及び「(2) 古田の代表取締役就任後の活動及び統一協会との関係」(20頁)では、昭和46年5月に高麗人参茶の訪問販売、及び高麗大理石壺の輸入販売を主たる業務とする幸世商事株式会社が設立され、それが後に株式会社ハッピーワールドに商号変更されていったこと、その代表取締役に古田が就任したこと、統一協会の機関誌が古田に「局長」の肩書を付して、「エバ国家としての使命は、万物をいかに復帰し、天の前に供えていくか、が・・・重大です。」等という挨拶文を掲載している事実が認定されている。

**(イ) 甲事件判決の認定**

ハッピーワールドの設立等に関して、甲事件判決は1.5頁を使って(15~16頁)詳細な事実を認定している。古田の挨拶文に関して、甲事件判決では約1頁を使って(21~22頁)、詳細にその内容を認定している。

## イ 神戸事件・熱狂グループとは？

### (ア) 認定

又、本件決定では、いわゆる神戸事件<sup>2</sup>に関わって、神戸地方裁判所が、統一協会と幸世商事との関係について、熱狂グループの存在も理由のひとつに、人的及び金銭的な関連のあると認定したことが認定されている（19頁24行目～20頁17行目）。

### (イ) 甲事件判決の認定

同様のより詳細な認定が甲事件判決第1の7の「(3) 神戸事件」の項で2.5頁を使っておこなわれている。

### (ウ) 熱狂グループではない、統一協会員である。－ 私の意見

なお、熱狂グループとは、実質は統一協会の献身者を中心とした信者たちのことである。当時、統一協会は、信者を廃品回収や夜の繁華街での花売りなどの経済＝集金活動に従事させていた。それは統一協会としての活動であるのに、一部の者の任意の活動であるように装うため、神戸事件では熱狂グループと名付けたのだと推測される。連絡協議会、信徒会と名付けて責任を回避する手法の源流といえる。なお、経済活動が廃品回収であった時代の伝道方法は、街頭において、統一原理を黒板に書きながら講義する黒板講義と言われる方法であった。

## ウ ビデオセンターを用いた、正体を隠した伝道活動の開始

### (ア) 認定

「(3) 『連絡協議会』と称される活動体の発足」(22頁)の項で、昭和57年8月に連絡協議会が発足した事実が認定され、そこでハッピーワールド社取扱商品(上記大理石壺等)の販売とともにビデオセンターから始まり献身トレーニングに至る伝道・教化課程が整備されたことが認定され、宗教であることや統一協会に関連する活動を告げることのないその伝道課程、その後の教化課程から、連絡協議会の活動に専従する献身者が輩出されて、ハッピーワールド社やその関連会社の特約店の委託販売員として、ハッピーワールド社取扱商品の営業販売活動を行い、献金等を受領する等の活動をおこなうようになったという事実が認定されている。

### (イ) 甲事件判決の認定

甲事件判決では、「第1 6 (2) 教育活動」(16～17頁)で同様の事実が、より詳細に認定されている。

### (ウ) 委託販売員ではない。統一協会員である。－ 私の意見

なお、特約店の委託販売員というのは、統一協会の活動を行う統一協会員に、統一協会の部署であるが商業組織であるように偽装をした「特約店」の商品販売員であるという外観を付与するための偽装であり、実質は統一協会員が統一協会の経済活動と、それを通じての伝道活動をおこなっていたのである。献身者は特約店に所属するのではなく、

<sup>2</sup> ハッピーワールドの代表取締役等が韓国に向け額面合計2億3000万円の小切手を携帯して出国した外国為替及び外国貿易管理法違反事件

統一協会の地方組織である地区の青年支部に所属し、ホームと称する合宿所で集団で寝起きしていた。与えられるのは月1万5000円の小遣いだけで、委託販売手数料として処理される金は、献身者の目に触れることもなく、統一協会の会計が受領し、上部に還流していった。それが、当時の統一協会の脱税方法のひとつであった。

## エ 靈感商法についての認定がないこと — 私の意見

### (ア) 認定のないこと

本件決定では、上記のハッピーワールド社の商品の販売に関連する「不祥事」(24頁(4))として1200万円を喝取した、いわゆる青森事件の存在が認定され、統一協会の信者によるハッピーワールド社取扱商品の販売方法を昭和61年頃から「靈感商法」として批判する報道がされるようになり、62年4月には「靈感商法」といわれる誤解を生ずるような販売活動は一切禁止するという通知がハッピーワールド社から関連業者にされたこと、「(5)」(24頁)で平成4年までに連絡協議会が解散し、信徒会と称される活動体への活動の引き継ぎがされたと事実が認定されている。

以上のとおり、靈感商法そのものについての認定が全くない点が本件決定の問題点である。これに対して、原決定は靈感商法について、詳細な認定をしている(原決定22～27頁)。

### (イ) 対比としての甲事件の認定

この点について、甲事件判決では「第1章 7(7)ア いわゆる靈感商法の社会問題化」、「イ 青森事件」、「ウ いわゆる靈感商法問題を批判する報道と被告協会らの対応」、「エ 日本弁護士連合会の意見書」、「オ 民事事件」、「キ 『靈感商法』問題取材班の書籍による協会員の反論」や、「第3章 判断」の「第1争点(違法行為の有無)について」の「2 協会員の経済・伝道活動」の「(1) 協会員の経済活動」の「ア 協会員の経済活動の内容と変遷」の「(イ) 壺・多宝塔、印鑑等の販売」の「a いわゆるヨハネトーク」、「b いわゆる印鑑のトーク」において、合計約32頁を費やして詳細に靈感商法を認定している。上記「オ 民事事件」の項では、靈感商法のトーカー<sup>3</sup>を務めた元信者の証言内容が認定されている。元信者の証言は靈感商法の中核というべき部分の、直接の行為者による暴露であり、その悪質性は被害者が加害者に転化させられていくことを含め、刑事事件として摘発された青森事件が特別なものではないことを明確にするものである。トーカーとされた元信者の証言調書を読めば、そのことはより一層明瞭になる。

### (ウ) 灵感商法を認定する必要性

一般市民を対象とした灵感商法は、国民的な批判によって中止させることができたが、統一協会は灵感商法の手法を直ちに伝道活動に転用し、壮婦(既婚婦人)を対象とした伝道活動で大きな「成果」をあげ、現在の巨大組織に成りあがった。そして、信者にした人達に対して、灵感商法の要素を利用して大理石壺を天運石と名前を変えて販売した

<sup>3</sup> 霊能師を装って、詳細な因縁トークマニュアルにより客を畏怖困惑させ、高額な壺を買わせた実行行為者

り、先祖供養関係で献金させたり、物品を購入させたりして収益をあげており、先祖解怨・先祖祝福という「救済」制度を作りあげ、それを主要な集金装置に成長させている。靈感商法はそのような統一教会の変わらぬ集金システムの源流というべきものであって、決して過去のものではない。又、統一協会は、現在に至っても靈感商法は連絡協議会が行ったものという虚偽を貫いている。そのような態度は批判されるべきものであり、靈感商法については、本件決定でも適切な比重で扱われるべきであったと思う。

#### オ 青年による既婚婦人伝道課程の認定がない — 私の意見

本件決定が認定したビデオセンター・・・献身トレーニング（23頁）という伝道・教化課程は青年対象のものである。青年は金を持っていないので、献身させて、資金獲得活動の労働力や、靈感商法があたったことで急拡大する組織を支える人材として働かせるのが主要な目的であった。靈感商法にも従事させた。

靈感商法ができなくなった後、青年達は壮婦伝道に駆り出された。壮婦用に、靈感商法の手法を流用した因縁トークを多用する伝道・教化課程が作られた。本件決定には、このことについての認定がない。

統一協会の集金システムは、靈感商法で一般市民から強引に金銭を収奪する方法から、壮婦を信者にして、その家庭の全財産を献金させる、物品を購入させるという方法に大きく変化した。それは、自己破産をもさせる「根こそぎ献金」というべき厳しさのものになっていった。統一協会による山上家への、母である信者を使っての「攻撃」が、本件銃撃事件を引き起こした。そのことへの関連からも、壮婦の伝道・教化課程の認定が必要であったと思われる。

#### (5) 「5 献金の勧誘等に関するマニュアルや数値目標を記載した文書等」(25頁)について

##### ア マニュアルの存在

###### (ア) 認定

上記青森事件で押収されたマニュアル等に、「絶対に人情的にならないことが必要です。・・・天的に徹しきらなければなりません。」という記載や、「罪深い我々が救われる道は万物を捧げることしかない。・・・如何なることがあっても戦いきってキャッシュでとる。・・・天情にたちきって血も涙もない程、とりまくらなければならない。」等という記載が存在していることが認定されている。

###### (イ) 甲事件判決の認定

マニュアルについて、甲事件判決では、「第3章、第1、2、(1)、(イ)」の「a いわゆるヨハネトーク」「b いわゆる印鑑のトーク」、「(ウ) ビデオ講義や各種トレーニングの受講料の收受」の「a み言葉トーク」、「(エ) 運勢鑑定料の收受」の項で、「(a) 姓名判断必勝法」、「(b) 勝利のために・・・と題するトーク」、「(オ) 展示会、店舗等における物品販売」の高麗人参の販売の際の「体質改善トーク」、化粧品販

売の際の「男女美トーク」、絵画展の際の「絵画展の応酬トーク（客の、買えないという理由をつぶすトーク）」、桑野式姓名判断を無断で借用した「因縁トーク」について、それぞれほぼ全文が判決文に記載されて、その存在と内容が認定されている。青森事件関連でも「クレーム委員会」、「販売・契約時」、「担当者の心構えと姿勢」という靈感商法用マニュアルの存在とその内容が認定されている（第1の7（7）イ）。

#### （ウ） マニュアルの区分・甲事件認定の意図 — 私の意見

「いわゆるヨハネトーク」と「いわゆる印鑑のトーク」及び青森事件関連のマニュアルは、靈感商法のために用いられたものである。「姓名判断必勝法」、「勝利のために・・・」と「因縁トーク」は壮婦伝道用マニュアルである。その外が定着経済用のマニュアルである。

甲事件判決のマニュアルの認定には膨大な頁が費やされており、全体を計算するには時間がかかるので割愛する。例えば、上記の「b 印鑑のトーク」は、それだけで判決文の14頁も費やされている。どうしてここまでの、証拠の内容を判決に丸写しするような認定をしたのかと疑問を持つほどである。

甲事件判決を作成した裁判官達が、統一協会の活動の実態を端的に示すものとしてマニュアルの内容を重視したのだろうと私は考えている。そして、それは上級審の裁判官達へのアピールであったかもしれないと思う。甲事件判決の認定論理も結論も、当時としては初めてのものであったと思う。その論理と結論を甲事件判決裁判官達が選択したのは、取り調べた膨大な証拠による事実認識の集積があったからであると思う。その事実認識を上級審担当裁判官に適切に伝える方法として、上記のような方法を取ったのかかもしれないと、私は思うのである。

### イ 数値目標を記載した文書

#### （ア） 認定

本件決定では、統一協会の本部事務局や地方組織が作成した、信者らに対して献金の勧誘等に関する数値目標を定めてこれを達成すべきことを記載した多数の文書の存在が認定されている（27～28頁 「ア」～「オ」）。

#### （イ） 私の説明

その中の「1 教区別、教域別、教会別、区域別、担当者別の献金の数値目標、達成額、達成率を記載した表」の中には、甲・乙・丙事件で証拠提出した「聖本路程実績表」が含まれていると判断される。それには、教区、教域単位で献金の達成率が記載され、相互に競わせるようになっている。この表は、聖本と称する文鮮明の説教等を編集した本を1冊3000万円で購入させる取り組みを、統一協会が全組織をあげておこなった際に、統一協会本部で作成されたものである。統一協会北海道地区札幌南教区白石厚別教域厚別IV区域の区域長（当時）であった乙事件原告が交付されて、所持していたものである。この表は全国各地の訴訟で書証として使用されている。聖本販売の目標達成を求める別の本部發文書には「日本列島を売ってでも勝利しなければならないのが聖本の

摂理である」と記載されている。

真の父母様の80歳の誕生日に飛行機を捧げるための講話の内容を記録した文書（28頁 オ）は、丙事件原告が講話のおこなわれた集会に参加した区域長から交付され、乙・丙事件で書証として提出された「区域長認定状授与式及び9月度決断式」と題する文書であると推定される。その決断式で講話したのは組織の序列上日本統一協会会長の上に立ち、文鮮明に直結する立場にある劉大行全国祝福家庭総連合会総会長であり、その講話で劉大行は飛行機代1人あたり80万円の献金とともに、3000万円の聖本を協会員10人で分担して1冊（1人300万円）買うべきことも提起している。劉大行は、その講話の中で次のように述べて、統一協会員の恐怖心を刺激し、献金目標達成のための行動に駆り立てている。

「責任がどれほど重大かということを考える。責任を果たせば生命の道、しかし失敗すれば死の道である。・・・その責任を果たすことが永生の道、父母の息子、娘になる祝福の道である。違う角度で歩んだら死の道に行くのである。」

これが、統一協会が統一協会員に教え込んでいる基本的な心構えである。統一原理の復活論の内容を実践の場において徹底させるためのものとなっており、それは、信者にとっては文鮮明が再臨のメシヤであるという宗教的な確信と結びついた真理として、内在化されているものである。責任を果たせず失敗すると死の道を歩む＝地獄に行くことになるわけで、集金の成果が上がらなければ、救いは拒否されるということが説かれている。地獄への恐怖心を発生させる認識が伝道・教化課程等で植え付けられている。恐怖心を発生させる認識を刺激することによって、信者達を行動にかりたてるのである。

#### （6） ここまでの本件決定の意味 ― 私の意見

以上の「1」～「3」で認定された事実は、次の「4」の統一協会（連絡協議会）の活動の指針となった考え方や収入予算の目標達成という方法による集金方法を示したものであり、コンプライアンス宣言前後を通じ、単純化して判りやすく表現すれば、日本統一協会が文鮮明・韓鶴子の多岐・多額の支出を要する活動のための「集金マシン」であるという、その変わらぬ本質を根拠づける事実として認定されているのだと判断される。それらは、上記「1（1）結論＝『5 総括』」（本稿2頁）の冒頭部分を直接基礎づける事実となっている。

統一協会の予算の中に、文鮮明・韓鶴子の活動資金が組み込まれていること、日本統一協会の収入として予算化された資金を全国の信者から集金すること、その状況が本部で集約され、結果が末端まで知らされていること、教域単位で達成率が示され相互に競わされていること、天情に徹しきる等情け容赦のない収奪が指示されていること、具体的な手法は因縁トークなど不安を喚起する方法であり、それが詳細なマニュアルで指示されていること等が重要な認定部分であると思われる。

本件決定は、上記各項で示したとおり、解散命令決定の必要に応じて、甲事件の認定している対象の一部を認定しているのではないかとの感じが私にはする。

(7) 「6 統一協会に対する損害賠償請求の状況」(28頁)について

統一協会への損害賠償を認めた本件確定判決が26件存在すること、本件和解が存在し、その対象者は366名であること(60頁7行目)、本件示談が別紙4示談一覧表のとおり存在すること、確定判決以外の支払義務者は信徒会の関係者とされる信者になるのが通例であると認定されている。

(8) 「7 控訴人の信者らによる物品の販売についての刑事訴訟の状況」(31頁18行目)について

ア 認定

いわゆる新世事件、及び同時期の統一協会の販社に対する特商法違反事件<sup>4</sup>の存在が認定されている。

イ 実行行為者とされた信者の事件がある — 私の説明

いわゆる、新世事件については、本件記載事件の外に、実行行為者とされた信者が処罰された事件がある。南東京教区特別伝道部隊員は、統一協会南東京教区傘下の各教域等から選抜された統一協会員で、(有)新世の委託販売員であると身分を偽って、印鑑販売を入口とした伝道活動に従事していた。それらの者のうち5名が特商法違反で略式起訴され、有罪とされている。本件命令に記載されている事件の(有)新世以外の自然人である被告人らは、社会的には(有)新世の代表取締役と営業部長の職にある者として、その真の身分(南東京教区の伝道部の責任者と伝道部のスタッフと推認される)を秘匿しているのであり、5名の実行行為者と共謀の上特商法違反行為をおこなったとして(有)新世とともに起訴され有罪となっているのである。両事件を含めて検討すれば、(有)新世事件の真の実行行為者が統一協会であることをより明確に認定できる。

ウ 伝道活動という視点からの分析 — 私の意見

なお、新世事件で特商法違反とされた因縁トークで印鑑を販売する行為は、壮婦に対する伝道活動のきっかけと対象者の選別と金銭収奪を兼ねた行為であるが、本質は伝道活動である。統一協会自身が物販伝道と表現しているし、印鑑販売から始まるその伝道・教化課程を生産ラインとも表現している。何を生産するのか?信者である。信者にしてから、信者の持っているお金と労働力を「収奪」するのが統一協会の伝道目的である。刑事記録を、伝道活動の違法性の有無の観点から分析することが大切である。私はAKH事件等で、その詳細な分析をおこなったのだが、担当裁判所が判決を畏怖困惑型で書いてしまったため、上記部分は判決に反映されていない。

---

<sup>4</sup> 本件決定の別表5刑事訴訟一覧表の34～37番

### 3 「第三 当裁判所の判断」の「第2 認定事実①を踏まえた検討」(31頁24行目)について

#### (1) 「2 本件確定判決を踏まえた統一協会の信者らによる不法行為に関する検討」(33頁)について

##### ア 私の「指摘」への対応のように感じられる

「(1) 本件確定判決の判断の概要」の「ア 統一協会の信者らの不法行為について」(33頁)で、本件決定は26件の本件確定判決で認定された統一協会の信者らの不法行為を2つに類型化している。

統一協会に対する訴訟は、請求の仕方に着目すれば2つに分けられること、したがってそれぞれについて分けて検討することが必要であることについて、私は原決定の分析(1、4～5頁)で指摘していた。本件命令と私の分類は、略称は違うが実質的に同じものである。本件決定は、客観的には、私の上記指摘に応えたものになっている。

##### イ 訴訟類型についての認定

###### (ア) 「献金等勧誘行為」＝「畏怖困惑型訴訟」

そのひとつが、「(ア) 献金等勧誘行為」(33頁16行目)の「a」としてまとめられているものである。それは各献金等のたびごとに、因縁トーク等の手法により献金等行為をしないことによって自己又は身近な者に害悪が発生すること等を告知して、対象者の不安を煽る等の献金等勧誘行為をしたことが、対象者の自由な意思を制限し、適切な判断をすることを困難な状態に陥らせたとして不法行為と認定されたというものである(33頁 a)。この類型は、原決定の分析で私が「畏怖困惑型訴訟」(原決定の分析1頁12～14行目)と類型化したものと同じである。それらが26件中17件である。

なお、本件決定は上記に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金等勧誘行為を「不相当献金等勧誘行為」と略称している。

###### (イ) 「伝道教化勧誘等行為」＝「信仰の自由侵害型訴訟」

もうひとつが「(イ) 伝道教化勧誘等行為」(34頁11行目)の項でまとめられているものである。本件確定判決の残りの9件が、統一協会信者らによる下記「a～c」のような伝道教化勧誘等行為が社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められるとして不法行為に該当すると判断された事例である。なお、そのような行為で社会通念上相当な範囲を逸脱していると求められるものを、本件決定は「不相当伝道教化勧誘等行為」と略称している。

これら9件の確定判決は、私が原決定に対する分析の中で「信仰の自由侵害型訴訟」と略称したのと同じ類型である(原決定の分析1、4～5頁)。なお、「信仰の自由侵害型訴訟」は、一般には「青春を返せ訴訟」と言われているのと同じものである。

###### (ウ) 統一協会員の行為の内容

本件決定は、9件の確定判決から認められる統一協会員の行為の内容を、以下のとおりまとめている。

- a. 統一協会の伝道目的が対象者に献金をさせること、他の者への伝道・教化活動や経

済活動をさせること、並びに他の者への伝道・教化活動によって同様の行為をおこなう信者を再生産すること、それらのことによって経済的利益をあげることであった上で、

b. 対象者に対し、伝道・教化する過程において

(a) その目的や統一協会に関連した活動であることを秘しつつ、セミナー等への参加を勧誘したり（未証し）、

(b) セミナー等において、先祖の因縁、自己の罪深さ、地獄や霊界の存在等を教え込みつつ、統一協会の教義に基づく活動をしなければ、あるいは、統一協会の教義から離脱すれば、自身やその親族が現世又は地獄で苦しむことになるなどと害悪を告知して不安を煽ったりする方法により、

対象者の自由な意思を抑圧し、統一協会の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、さらには、統一協会の教義から離脱することを困難な状態に陥らせた上で、

c. 対象者に対し、統一協会の教義に基づく活動として、統一協会への献献金等行為を勧誘したり、他の者に対する無償かつ過酷な物品の営業販売活動や伝道・教化活動に従事するように求めたりすること。

## ウ 上記について、私の立場からの検討・評価

2つの訴訟類型の異同、その役割、課題は本件決定の理解を超えて重要なことと考えるので、以下、19頁までを用いて、私の立場から検討・評価をおこなう。

### (ア) それぞれの原告数

本件確定判決32番・202頁のAKH事件は、すでに述べたとおり、請求は信仰の自由侵害型であったが、裁判所がなぜか畏怖困惑型の判断枠組みで判断したため、本件決定はこの判決を畏怖困惑型に分類している。そのため、信仰の自由侵害型訴訟は本件確定判決26件中9件で34%を占める。

原告の数で対比すると、本件確定判決の総原告数140名のうち、信仰の自由侵害型は118名、畏怖困惑型は22名である。原告数では、信仰の自由侵害型が約84%と圧倒的多数を占める。その理由は、正しいと信じさせられて統一協会に加害行為をさせられていたものであるため、元信者原告らの統一協会への怒りがとても強かったこと、元信者原告らの提訴の目的が金銭的損害の回復よりも新しい犠牲者の発生を防止することであったこと、金銭の出損による損害のみではなく、内心の自由の侵害や献身や合同結婚等による損害が主張されたため、そもそも和解にはなじまなかったからである。

信仰の自由侵害型訴訟がすべて存在していなければ、勝訴の確定判決を獲得した原告数が22名となってしまふ。その場合、統一協会に解散が命じられたかどうかわからなくなつたのではないかと私は思う。

### (イ) 2つの類型の訴訟の違い

以上のとおり、本件決定は、26件の本件確定判決を2つの類型に分類したところに

特徴がある。「畏怖困惑型訴訟」と「信仰の自由侵害型訴訟」は、目的は同じだが、それに至る主張や立証は全く別種の訴訟と言っていいものであるから当然かつ妥当なことである。

畏怖困惑型訴訟は民法に規定されている詐欺や強迫と同様に、その外延としての困惑によって意思決定が歪められていることを問題にしているのであるが、信仰の自由侵害型訴訟は、意思決定の前提となる対象者の判断基準（信念）が違法に改変されたことを問題としている。添付「畏怖困惑型訴訟と信仰の自由侵害型訴訟の根本的相違」と題する図のとおり、畏怖困惑型訴訟は、伝道・教化課程で出損させられる1件の献金を除けば、すべて実践段階に至った信者に対する献金等勧誘行為の度ごとに、因縁トークなど困惑させる勧誘行為があったとして問題とするのであり、信仰の自由侵害型訴訟は、印鑑販売会社から教育部の終了までの伝道・教化課程で、信仰の自由が侵害され、対象者の判断基準（信念）が違法に変えられてしまうことを問題にするのである。

#### (ウ) 畏怖困惑型訴訟の主張・立証対象と令和6年最判

##### a 具体的な害悪の告知が必要という要件と敗訴事案

令和6年最判<sup>5</sup>は、「献金をしないことによる害悪を告知して、寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんである」（同判決 5～6頁）という判断を示している。

畏怖困惑型訴訟で請求が認められるためには、具体的な害悪を告知したとか、いたずらに不安を煽ったという事実が証拠によって認定されることが必要とされている。現代の普通の日本人は、因縁や地獄等の一般的な話をされても、それで不安が煽られるとは考えられていない<sup>6</sup>。したがって、争われていたのは、害悪の告知が「具体的」等であって、「いたずらに」不安にさせられ、畏怖困惑させられた、その結果「自由な意思を制限し、献金等行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ら」されたかどうかという点なのである。

例えば、本件確定判決1番・186頁は「家系図を示すなどして再三強い口調で先祖の因縁や献金に応じなければ不幸が起こる等執拗に害悪を説き」と認定している。このような事実が、害悪の告知が具体的であるとされるのである。令和6年最判の一審東京地裁判決は、具体的な害悪を告知した事実が認められないとして、原告が敗訴となった例である。控訴審判決も、一審判決の判断を是認した。

##### b 信者には、すでに「信念」が形成されている

令和6年最判の一審判決がそのような判断をしたのには、証拠資料が原告側に残されていないという統一協会を相手にする訴訟に常に存在する困難の外に、私の考えるところ、次のような問題がある。

<sup>5</sup> 当該事件の不起訴合意を公序良俗違反で無効とし、宗教団体による献金勧誘行為について違法となる場合の判断基準、判断要素を最高裁として初めて示した判決

<sup>6</sup> 乙事件判決 246頁 →多くの日本人なら、……霊界・因縁の話などは迷信にすぎないと思うであろう……

統一協会の伝道・教化課程を経た後の、すなわち信者になってからの献金等勧誘行為は、害悪を告知して畏怖困惑させることはないのが一般的だという事実である。甲事件判決はそのことについて、「個々の勧誘等の行為それ自体を個別的外形的に観察する限りは、詐欺的強迫的手法を用いていることが明らかなものを除いては、本人も了承納得の上での任意の選択を求めるもの」（４９９頁末尾行～５００頁２行目）であると判示している。

そうなるのは、統一協会は対象者の判断基準を伝道・教化課程のなかですでに変えてしまっている（添付・・・根本的相違参照）ため、すなわち、献金はすべきこと、しなければならぬことであるとの強固な信念を持たせてしまっているため、献金させる段階では、害悪を告知することなくとも献金をさせることができるようになっているからなのである。先祖因縁を理由とする献金、例えば、伝道課程におこなわれる先祖供養祭献金や、実践段階でおこなわれる先祖解怨・先祖祝福献金についても、先祖のもたらしめる不幸等を避けるためには、献金することが必要だという信念が先祖供養祭献金の前に伝道課程で形成されているため、具体的な害悪の告知は必要ないのである。

勿論、対象者の統一原理に対する確信が揺らいでいる時とか、統一原理に対する確信が十分に形成されていない時等には、勧誘行為が強いものにならざるを得ず、具体的な害悪の告知→畏怖困惑させられたという例はありうる。しかし、畏怖困惑型訴訟は、すべての献金等勧誘行為について具体的な害悪の告知があり畏怖困惑させられたと主張するのであるから、そのような事実は認められないとして請求が棄却される危険を内包しているのである。

以下、そのような訴訟と令和６年最判の判断基準・判断要素について検討する。

### c 令和６年最判の判断要素と畏怖困惑型請求訴訟

令和６年最判を前提に畏怖困惑型訴訟を考えた場合、令和６年最判の示した判断要素のうち、「入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方」という判断要素を除いたもの、すなわち、「寄附者の属性、家庭環境、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者及びその配偶者の資産や生活の状況等」という判断要素が、どのようなものである場合に、統一協会員の場合、「寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずる」ことになるのか、私にはイメージが掴めない。老齢等で判断能力が低下しているという場合というのは有り得ると思うが・・・。又、統一協会員の場合、長期間にわたり何十回もの献金が発生する。その度毎にこれらの判断要素の対象たる事実は変化するものであろう。その変化を、献金の度毎に主張・立証しなければならないものなのだろうか？ そうだとすると、とても煩雑で、実務的には使い物にならないと思う。

以上のとおり、令和６年最判の判断要素の下で、畏怖困惑型訴訟を起こすことは難しいと私は思う。そうすると、統一協会に対する請求は、<sup>7</sup>「対象者又はその親族に不当な不利益を与えられた、あるいは献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持に支障が生じ」（３４頁３～１０行目）たと主張するか、信仰の自由侵害型訴訟にな

<sup>7</sup> 本件決定 献金等勧誘行為のbで記載されている。

るのではないかと私は考えている。

## (エ) 信仰の自由侵害型訴訟と本件決定の認定 — 本件決定の解説と私の意見

### a 本件決定の説明

本件決定の「(イ) 伝道教化勧誘等行為」(34頁)の内容を説明すれば、①～⑥のとおりである。

「①その目的や統一協会に関連した活動であることを秘しつつ、セミナー等への参加を勧誘」して、「②先祖の因縁、③自己の罪深さ・・・を教え込みつつ」との部分の①は、統一協会の伝道・教化課程がメシヤが誰であるか証すまで正体隠し伝道であることの一部であり、統一協会の伝道活動が違法であることを基礎づける最も重要な事実を指摘したものであり、②は教義ではない、すなわち真理であると信じていけないのに、対象者に受け入れられやすいために悪用されている「先祖因縁論」の1部であり、③は統一協会の伝道課程では統一原理であることを隠して教えられるのだが、その中で最も重要な講義＝「墮落論」の内容の1部である。

「④統一協会の教義に基づく活動をしなければ、・・・対象者やその親族が地獄で苦しむことになる」は統一原理であることを隠した「復活論」の1部であり、それが害悪の告知となり不安を煽る内容であるため、「⑤統一協会の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、さらには、統一協会の教義から離脱することを困難な状態に陥らせた」という状態が対象者に形成されたと本件確定判決は認定していると、本件決定は判断しているのである。

そして、⑤のような状態が形成される結果、それにつけ込んで「⑥教義に基づく活動として、統一協会への献金等行為を勧誘したり、他の者に対する無償かつ過酷な物品の営業・販売活動や伝道・教化活動に従事するよう求めたりすること」が可能になると本件確定判決は認定していると、本件決定は判断しているのである。

したがって、明示されていないが、自分が献金をする際にも具体的な害悪を告知されることは、当然、必要とされていないことになる。献金することも教義に基づく活動だからである。自己破産を招来するような献金もしてしまう状態になるわけであるから、教義に「拘束」されて献金したり、過酷な活動に従事するようになるといえる。

### b 教義に「拘束」されること

統一協会の教義は献金や無償労働の提供の場面だけに働くのではない。その人の生活・人生のほとんどすべての側面で働く包括的なものである。教義の教育によって、人間観、結婚観、家族観、人生観、社会観、世界観、歴史観を非原理的なものから原理的なものに変えるのである。その人は、教義にほぼ全面的に「拘束」されて生きてゆく人にされる。そのような結果をもたらすものであるから、伝道・教化課程や実践の中で教えられる統一協会の教義について理解することなく、統一協会員の行動を理解することは不可能である。本件裁判所は全く違う態度であるが、伝道・教化課程で教えられてい

る内容、すなわち、信者の信念として機能していくことになる教義の内容を、主張・立証の対象としたり、認定することに消極的な裁判所がまだ存在する。何が教えられているかは事実を明らかにすることであり、信念として機能している教義を知ることは、信者の行為の動機そのものを知ることなのに、である。そのような態度では、統一協会に関する事件の真相に迫ることは不可能である。

### c 信仰の自由が侵害されたこと

本件決定による本件確定判決の認定には、統一協会の伝道・教化活動によって対象者の信仰の自由が侵害されたという事実への言及がない。

甲・乙・丙事件で、私は統一協会の伝道・教化活動の目的・手段・結果が社会的相当性の範囲を逸脱していると主張した。結果の不当性については、信仰の自由が侵害されたと主張した。甲・乙・丙事件判決は、ニュアンスの違いはあるが、そのことを認めている。表現として最も明瞭に認めているのが丙事件判決である。それは以下のとおりである。

しかしながら、統一協会が信教の自由を有しており、その伝道・教化活動もその信教の自由の一環であるとしても、対象者も信教の自由、すなわち、当該宗教に帰依するか否かを選択する自由を有しているのであり、対象者のこの信教の自由を侵害する方法による伝道・教化活動は許されないのは当然である。ところで、宗教とは、超自然的、超人間の本質の存在、すなわち、非科学的、非合理的な存在を信仰しこれを受け容れることであるから、その教義に対する論証・批判を行うことは極めて困難であるといえ、一旦帰依した後は、一層このことは困難となる。特に、統一協会のように、教義の中に、教義から離脱すること自体が罪であるという内容が存在する場合、一旦教義を受け入れた者にとって、その教義からの離脱が心理的に困難になるのは明らかである。したがって、伝道・教化活動が前記の信教の自由(ある宗教に帰依するか否かを選択する自由)を侵害しないというためには、対象者が帰依するか否かを決断する前に、対象者に対して当該宗教の教義について、少なくともその概要を説明し、対象者が自由意思で帰依するか否かの選択をする機会を与えておくことが必要であるというべきである。・・・・・・これを本件についてみると、前記のとおり、対象者らは、いずれも被告信者らの組織的体系的な伝道・教化活動によって、初期段階においては、先祖の因縁、霊界の先祖からの働きかけ、自己の罪の遺伝等について恐怖心をあおられる一方で、勧誘先が宗教であり教えられる内容が宗教の教義であることを明かさず、かつ、勧誘を受けていることを第三者に言わないよう言われていたのであるから、教義に疑問を持つ機会や、第三者からの客観的な意見を聴取する機会も奪われたまま、次の教化過程に進まざるを得ない心境にさせられたというべきであって、教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、統一協会の教義を信仰させられるに至ったものであり、対象者である原告らが、統一協会の教義を自由意思に基づいて選択した(帰依した)とは到底認められない(丙事件判決132頁下から3～133

頁末尾行)。

信仰の自由の侵害は、統一協会の伝道・教化活動の違法性に関して、最も本質的な部分であるから、本件決定がそれに触れていないのは、相当でないというべきである。

#### d 甲・乙・丙事件で信仰の自由侵害が認められた根拠

統一協会の伝道・教化課程で教えられることは、神、霊人体、天国、地獄、原罪、再臨のメシヤなど超自然的事象の内容が中心である。しかし、そこは超自然事象が知識として伝えられるだけの場ではない。統一協会の伝道・教化課程は、それらの超自然的事象の存在を実感させることを最重要課題としているのである。実感させることによって、超自然的事象の存在についての認識は、揺るがない確信＝信仰に転化するからである。

甲・乙・丙事件を遂行している時、実は私には、そのこと、すなわち、実感させる場であるという認識はなかった。私が努力したのは、統一協会の伝道・教化課程の事実を、できるだけ詳細に主張・立証しなければという思いだった。そのため、私は元信者らに呼びかけて、毎週土曜日、約1年半かけて事情聴取をおこなった。その時、分析の指針として使用したのが、チャルディーニ著の「影響力の武器」(誠新書房)等であった。その本を読み合わせ、そこで指摘しているようなことを統一協会の伝道・教化課程で体験したかということを確認していったのである。

その結果、統一協会の伝道・教化課程の中には、いたずらに情緒を高揚させ人の判断を理性的なものではないものにする、すなわち歪めさせるための「イベント(仕掛け)」が数多く組み込まれていることが判明した。そのことを主張し、マニュアルや原告らの供述で立証したところ、統一協会申請証人(現役信者)も、反対尋問に際して、上記「イベント(仕掛け)」の存在と内容を認めざるを得なかった。甲事件において、佐藤裁判長が全ての尋問が終わった段階で、「事実関係については、ほぼ一致していますね。」と法廷で発言したことを、私は記憶している。

そのような「操作」の数々を主張・立証できたことが、私は信仰の自由が侵害されたという認定につながったのだと思っている。そして、それらの事実は、現在、宗教的回心の人為的な発生という視点から統一協会の伝道・教化課程を検証するための土台となっている。

例えば、現在私が宗教的回心を人為的に発生させるための「イベント(仕掛け)」であると考えている4デイズでの「お父様の詩」を朗読する場面は、甲事件では次のとおり、認定されている。

講義後、聖歌(68番「十字架に向かえり」)賛美の後、黙祷させたまま講師が退席し、その後、部屋を暗くして、ろうそく又は小さなライトを灯し、スタッフが状況に合ったピアノの演奏をしたり、CDをかけて、「お父様の詩」を朗読する演出がある。「お父様の詩」の内容は、「今までお前は、自らの内にある罪のために、汚れのために悩んできたね。けれどもそういうお前を、この私が一度でも責めたと思うか。非

難したと思うか。また、そのようなお前から醜いといって顔をそむけたことがあると思うか。そういうことのゆえにお前が苦しみ悩む前に私自身が涙を流したのだよ。数々の罪を持って生まれて来なければならなかったあわれな立場、そういう立場に立たせなければならなかったお前のゆえにお前が、悩む前から私自身が悩んだのだ。私が、お前に与えた生命のゆえに、私がお前を愛したのだ。お前は、私の子なのだ。」というものである。会場は涙に覆われる（証人T、証人S）。

裁判官達も、宗教的回心は認識していない状態であったと推測するが、重要な事実と考へ正確な事実認定をおこなったのだと思う。現在もこれからも、役立つ詳細な認定である。なお、証人Tは統一協会申請の現役信者で、伝道・教化部門の担当者、証人Sは、信者である当時、伝道・教化部門の担当者であった者で、原告ら申請証人であった。両者の証言が一致したのである。

## エ 損害についての認定・評価

### (ア) 認定

「イ 損害について」（35頁12行目）において、本件決定は、本件確定判決において、献金等出損金と慰謝料が損害として認められていると認定している。

### (イ) 甲・乙・丙事件では、靈感商法によらない物品購入被害も認められている — 私の意見

甲・乙・丙事件では、いわゆる定着経済の商材である着物や宝石等の物品購入代金も損害として認められている。定着経済は統一協会が靈感商法批判に対応して、社会心理学の承諾誘導の技術だけを用いて販売する方法の商売である。請求していれば、他の信仰の自由侵害型訴訟でも認められているはずである。信仰の自由が侵害されて、判断基準が違法に形成された結果だからである。本件決定では、その点が見過ごされている。

畏怖困惑型訴訟では、定着経済による物品購入代金請求は認められないし、最近では、そもそも請求されていないと理解している。その理由は、畏怖も困惑もないからである。

### (ウ) 乙事件判決の高額慰謝料 — 私の意見

信仰の自由侵害型訴訟では、逸失利益を請求する原告もいたが、いずれの判決においても認められていないと本件決定は認定している。そのとおりであるが、乙事件においては、逸失利益の要素が慰謝料金額に反映されている。

「献身によって正常な家庭生活や社会生活を送ることができず、……ことによって生じた損害は、精神的苦痛あるいは肉体的苦痛として、慰籍料によって償われる損害とするのが相当である。」（乙事件判決 266頁4～7行目）

「献身をした原告らは、心身ともに過酷で無償の伝道活動や経済信動に従事して貴重な時間を費やすことも余儀なくされ、正常な社会との関わりを失うに至ったのである。」（乙事件判決 260頁15～17行目）

乙事件判決の認定慰謝料金額は本件確定判決の中で、とびぬけて高額である。認定された慰謝料金額が500万円を超える原告が3名<sup>8</sup>おり、最高金額は771万円である。

このような慰謝料金額になったのは精神的自由が侵害されたことへの慰謝料に加えて、1か月当たり一定の金額(入信期間1か月当たり1万円、献身期間1か月当たり3万円)を加算するという方法で、入信・献身期間に応じて慰謝料が加算され、マイクロ活動の従事期間に応じて慰謝料が加算され、合同結婚をさせられたことによる慰謝料が加算され、海外宣教に行かされたことによる慰謝料が加算されたためである。

乙事件判決の認定は、先進的なものと評価されるべきで、今後、例えば清算手続きの中でも積極的に取り入れていくことが期待される。

令和7年札幌地裁事件の原告は、統一協会に32年間入信していた人である。主婦であり献身者ではないが、1日(毎日ではないが)4時間未満の時間を統一協会の伝道活動等に費やされている。それらのことも加味して精神的損害として1000万円の慰謝料を請求している。

## オ 統一協会の責任についての認定・評価

### (ア) 認定

「ウ 統一協会の責任」(36頁1行目)で、本件確定判決においては、1件を除き、民法715条1項に基づいて統一協会の使用者責任が認められていると本件決定は認定している。本件確定判決は、「a 献金者への統一協会本部からの感謝状の送付等、b 文鮮明等が統一協会の教義実践として経済活動や献金を求め、信者も教義の実践としてそれを行っていたこと、c 統一協会の本部が献金要請の指示文書や、全国の教区における献金の目標達成率を示す表を作成していた」こと等の事実を認定することにより、民法715条1項を適用して統一協会の使用者責任を認めたと本件決定は認定している。

### (イ) 連絡協議会の信者がやったという統一協会の主張

#### a 統一協会の主張

同項の「(イ)」(36頁24行目)で、「問題とされている行為は、別の法主体である連絡協議会の信者がおこなったものだ」との統一協会の主張が本件確定判決中1件を除く事件で行われていることが認定されている。

#### b 平成15年にすでに根本的な批判がされている主張 — 私の意見

この主張は、靈感商法にかかわる訴訟が裁判所に係属してから7年以上も経過してから、統一協会によって初めて主張されるようになったもので、甲事件の控訴審判決<sup>9</sup>で「連絡協議会が実在するのであれば、訴訟の当初の段階において、連絡協議会に関する主張がされ、かつ、その実在を客観的に示すに足る資料が提出されるのが通常の訴訟対応であるというべきである。しかるに、上記主張が最初の提訴から7年を経て初めて行われ、その後も上記資料を何ら提出しようとしなないのは、訴訟対応として不可解である。」(同

<sup>8</sup> 本件確定判決27番・197頁の対象者番号 115番、123番、129番：添付資料参照

<sup>9</sup> 平成15年3月14日付札幌高等裁判所

判決16頁)と根本的に批判されているものである。にもかかわらず、その後20年間ほとんどの訴訟で、統一協会によって恥も外聞もなく、主張され続けているものである。他に抗弁とする事実がないのである。

#### c 本件確定判決における連絡協議会についての認定

本件確定判決においては、「a 連絡協議会は統一協会の教義に基づく経済活動等をおこなっていた、b 両者間に人事交流があった、c 統一協会の信者には、連絡協議会に所属していることを認識していないものもいた、d 統一協会の機関誌等で、連絡協議会の活動が統一協会の活動と区別しないで掲載されていた、e 連絡協議会のある地区の組織図に統一協会の役職が記載されていた、f 独立した組織であることを示す規則や規約は存在せず、予算の作成や決算の報告はおこなわれておらず、主たる事務所も存在していない」等の事実が認定(37頁6行目～38頁7行目)されていて、「連絡協議会等は実質的に統一協会と同一の組織であるか、統一協会との間に指導監督関係が存在する」ことを理由に、統一協会の主張が排斥されていると本件決定は認定している。

a～fの全ての項目について甲、乙、丙事件の1件ないし3件が当該項目を事実認定していると、本件決定に記載されている。

#### d 甲・乙・丙事件の認定

甲・乙・丙事件は、弱干の濃淡はあるが、連絡協議会や信徒会は統一協会そのものであるという認定である。その最も典型的なものが、乙事件判決の次の認定である。

「以上の諸事情にかんがみれば、宗教団体である被告の組織とは別個独立に、連絡協議会又は信徒会という信徒団体が組織されていたとは到底認めることができず、被告が連絡協議会又は信徒会として主張する組織は被告の一部を構成するものであって、第1章<sup>10</sup>及び第2章<sup>11</sup>において認定した信者の活動は、すべて被告の宗教活動として行われていた事実を左右すべき事情は何ら見当たらない。」(同判決272頁 7～12行目)

#### カ 本件確定判決により、統一協会信者の不法行為が認定できると本件決定は判断した

「(2) 本件確定判決に関する検討・評価」(38頁11行目)において、本件決定は、本件確定判決によって認定された統一協会の信者らの行為が、本件裁判所として、不法行為と認定できるかについての検討をおこない、認定できると結論づけている。以下、紹介する。

#### (ア) 宗教団体が献金を求める行為についての一般論

宗教活動として献金を求める場合、「霊的な要素の強い事象等を原因とするわざわいを説くなどのことについて・・・直ちに虚偽であり、違法であると評することはできない」(38頁 (2))と本件決定は説く。しかし、「宗教団体又はその信者らによる献金を勧誘する行為であっても、社会的に相当と認められる範囲を逸脱した方法・態様等で行われたときには、違法の評価を免れない」(同)と本件決定は判示する。次いで、本件

<sup>10</sup> 統一協会の信者による経済活動

<sup>11</sup> 統一協会の信者による伝道・教化活動

裁判所としての判断基準が明確にされる。

**(イ) 判断基準は不当寄附勧誘防止法3条と令和6年最判**

社会的に相当と認められる範囲の判断のための判断枠組みは、不当寄附勧誘防止法3条1～3号及び令和6年最判とされていて、それらが39頁「ア」と、同「イ」に引用され記載されている。

そこには多様な内容が記載されているが、統一協会に関する実務家である私の立場から重要と思われるのは、不当寄附勧誘防止法については、「寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。」という同法3条1号の規定であり、令和6年最判については、「入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方」という判断要素である。

**(ウ) 不当寄附勧誘防止法や令和6年最判は、本件確定判決等が信義則上の義務として認めてきたことを確認的に明文化等したもの**

本件決定は、上記標題のとおり認定をしているが、その具体的根拠は示していない。そのため、私の手元にあるもので、その根拠を示したいと考える。以下にAKH事件判決の判断基準の部分引用する。

「一般に、特定の宗教を信じる者が、その宗教の教義を広め、その宗教活動を維持するため、信者等に対して、その集会に参加するよう勧誘したり、任意に寄付や献金をするよう求めたり、一定の物品等を販売したりすることは、その方法、態様及び金額等が社会通念上相当な範囲にとどまる限りは、信教の自由に由来する宗教活動の一環として許容されるべきであり、違法ではないというべきである。そして、この点を判断するに当たっては、上記のような勧誘等の行為が、その対象者をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、対象者による支出行為がその対象者の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものであるかどうか、献金等の額が勧誘の対象者の社会的地位や資産状況等に照らして不当に高額であるかなど、その方法、態様、金額等の諸事情を総合的に考慮して、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであるかどうかを検討するのが相当である。」（AKH事件判決 17頁18～18頁4行目）

以上のとおり、AKH事件判決は不当寄附勧誘防止法3条1号の規定と同旨であるから、本件決定の認定は相当である。

**(エ) 本件決定は、本件確定判決の事実認定・判断は相当であり、本件決定に用いることができる判断した**

本件決定は、「ウ 検討・評価」（40頁18行目）で、本件確定判決において認定さ

れた統一協会の信者らの行為、それによる損害、及び信者と統一協会の関係等に関する事実は、本件決定が行った「第1 認定事実① 1～7」で認定した事実（添付本決定の目次参照）と整合していると認定している。すなわち、本件決定が証拠に基づいて認定した事実と、本件確定裁判が認定している事実と齟齬はないということである。

さらに、本件決定は、統一協会の信者らの不法行為、それによって生じた損害、統一協会の責任についての本件確定判決の判断を、本件決定の判断枠組みである上記の不当寄附勧誘防止法3条1～3号、令和6年最判に照らして判断すると、統一協会の信者の献金等勧誘行為や伝道教化勧誘等行為が不法行為に該当すると本件確定判決における判断や損害についての判断、統一協会の責任についての判断も相当であるとしている。

**(オ) 本件確定判決の認定を本件決定の事実認定に用いることのできる理由**

その上で、本件決定は、本件確定判決で認定された事実を、本件においても事実として認定することができ、本件確定判決の判断を、本件における判断の前提とすることができるかと判断している。その理由は、本件確定判決は、統一協会がすべての争点について反論・立証を尽くし、上訴の手続きを経た後に確定するに至ったものだからであるし、26件もの確定判決により同旨の認定判断が積み重なっているからであると判示している（41頁（ウ））。

同様に「(3) 統一協会の主張に対する判断」の項（42頁2行目）で、統一協会は被告として本件確定判決に至る全ての民事訴訟手続に参加し、反論・反証をおこない、不服申立をする機会が与えられていた。そうすると、こうした手続きを経て確定した本件確定判決の認定した事実を本件においても、事実として認定し、これを踏まえた本件確定判決の判断について、本件における判断の前提とすることは、許容されるべきである（42頁「ア」）としている。

**(カ) 本件決定を他事件でも用いることができるはずである — 私の意見**

以上の考え方を敷衍すれば、26件の本件確定判決で認定されている事実をも用いておこなわれた本件決定の認定した事実や、本件確定判決の判断を判断の前提としている本件決定の判断は、これから裁判で争われることになる統一協会の献金等・伝道等勧誘行為が争点とされる事件の事実認定のために用いることができるし、判断の前提として用いることができるといえる。

**キ 統一協会の主張は根拠がないと判断した**

**(ア) 「背教者」だから信用できないという統一協会の主張**

本件確定判決の原告らは、拉致監禁された「背教者」であるから、その供述は信用できないという統一協会の主張（43頁19～20行目）について、本件決定は「原告らの主張に対する反論・反証を通じ、原告らの主張する事実関係や原告らの供述の信用性を争うと共に、原告らに対する反対尋問をする機会もあったと考えられるのであり、裁判所は、こうした統一協会による訴訟活動の結果をも踏まえた上で、事実を認定し、信者らによる行為の不法行為該当性と統一協会の使用者責任等を認める判断を下したもの

である。」(43頁23行目～44頁2行目)と述べてその主張を排斥している。

**(イ) 訴訟は統一協会に圧倒的に有利な構造 — 私の意見**

以下のことに照らして、上記(ア)はまことに妥当な判断と言うべきである。

訴訟の実態から言えば、元信者原告の手元には、証拠となる書類は殆ど残されていないことが多い。献身者の場合、受講ノートや交付されたマニュアルなどは、ホームに残されており、脱会した後には返却されない。領収書などはそもそも交付されない。長期間にわたることであり、記憶が混乱したり、失われていることも少なくない。そのうえ、愛(献金)は与えて忘れなさい、それが真の愛の在り方と教育されているのである。その状態で、主張・立証責任は原告に課せられている。

それに対して統一協会の側には、伝道・教化課程で徴収したアンケート、感想文、受講ノート、実践課程で取得した「証し」等様々な本人作成の文書が保管されており、献金に関する記録もある。統一協会は原告本人尋問の直前になって、それらの資料の中から原告の記憶違いを指摘できるものや、その主張を弾劾することのできるものを選び出して提出してくるのである。即ち、証拠の構造上、原告らは極めて難しい立場の訴訟を闘っているのである。

**(2) 「3 本件確定判決を踏まえた統一協会の関与に関する検討」(44頁)について  
ア 統一協会(会長)が信者の不法行為を容認していたことが必要と本件裁判所は考えたのではないか**

本件決定は信者らの不法行為に、統一協会そのものが関与していたかどうかについて判断を進めている。この部分の認定は本件決定によって初めて認定されたところであり、本件決定を優れたものにしていくところであると私は思う。

統一協会に解散を命じるには、民法715条第1項で信者の不法行為に対して統一協会に使用者責任が認められるということでは不十分で、信者の不法行為が統一協会の行為であること、すくなくとも、信者の不法行為が統一協会(会長)の容認のもとにおこなわれていたことが必要である、と本件裁判所は考えたのだと私には思われる。そして、その認定を実に巧みにおこなっていることを指摘できる。

**イ 上記を認定した根拠と勧誘指示の目的について明確な認定**

「(1) 信者らの不相当献金等・伝道等勧誘行為に対する統一協会の関与の有無」(44頁)の項で、本件決定は、要旨次のような事実を認定する。

- ① 未明しや因縁トークによる手法は態様が類似し、全国各地でおこなわれていることから、同一主体からの組織的働きかけによるものとの推認されること。すでに認定したマニュアル等の存在も、この推認を裏付けること。
- ② 対象者から強い抵抗も予想される献金等・伝道等勧誘行為を、信者らが自発的に起こったとは考えにくい。信者らは、過大なノルマを達成するよう強い働きかけを受けていたからこそ、本件確定判決で認定された不相当献金等・伝道等勧誘行為

をおこなったものと推認されること。

- ③ 本件確定判決において、統一協会の使用者責任が認められた諸事情、即ち、統一協会本部から献金に関する感謝状が贈られる等したり、文鮮明や統一協会の幹部が教義（万物復帰）の実践として、経済活動を行い献金を神に捧げることを求め、信者も教義の実践として経済活動や献金をおこなっており、それらの利益は統一協会に帰属していること、そして、統一協会本部から各地の教会等に献金を指示する文書等が送付され、リージョン事務所が教域毎に献金の達成率を示した一覧表を交付したりしていたこと。

以上の事実から、本件決定は、①統一協会本部が文鮮明・韓鶴子の方針を踏まえ、組織を通じて信者らに過大なノルマを定めて勧誘をおこなうように指示したこと、②その結果、信者らは本件確定判決で認定された、不相当献金等・伝道等勧誘行為を行ったと推認している（４５頁８行目～４６頁５行目）。

以上の認定を踏まえて、４７頁の「ウ」で、上記①の過大なノルマを定めて勧誘をおこなうようにとの指示は会長ら統一協会の幹部の承認の下におこなわれていたもので、且つ、その際、会長らは過大なノルマを達成するには信者らは不相当献金等・伝道等勧誘行為に及ばざるを得ないことを予想できたか、少なくとも、それを未必的に容認していたと推認している。

統一協会員の不相当献金等・伝道等勧誘行為について、明確な根拠を示して、統一協会会長の関与をここまで認定した裁判所の判断はないと思われる。

## ウ 献金等の勧誘を指示した目的

### （ア） 認定

次いで本件決定は、「（２） 統一協会が信者らに対して献金や物品の購入の勧誘を指示した目的」の項（４７頁末尾行）で、統一協会が信者に献金等を指示した目的は、文鮮明が世界各国で多額の費用のかかる活動をおこなっていたこと、日本の信者らに向けた「エバ国家日本」とか「無理をしてでも経済的援助をすべき」等という文鮮明の発言や、古田に対して献金目標を指示していた事実や、文鮮明が日本統一協会会長等に対し、日本からの献金が少ないことを叱責したり、劉大行が新任の区域長に文鮮明の誕生日に飛行機を捧げるため献金することを求めたり、統一協会が毎年１００億円程度の海外宣教費を支出していたという、すでに認定していた各事実をあげて、統一協会が会長等の承認の下に、信者らに対し過大なノルマを課してでも献金等の勧誘を指示したのは、統一協会の収入の増大のみならず、韓国統一協会及び文鮮明・韓鶴子の活動資金の獲得目的だと推認されると認定している。

以上の認定のために本件決定の「第１ 認定事実① １、２、３、４、５」で認定された各事実（添付本決定の目次参照）が用いられている。本件決定の冒頭近くで、上記各事実が認定されているのは、統一協会員へ過大なノルマを科しての献金勧誘指示をお

こなつた統一協会の目的を認定するために用いることが、目的のひとつだったのである。

統一協会が、会長らの承認の下、信者に過大なノルマを科して献金等の勧誘を指示した目的について、ここまで踏み込んだ、かつ明解な認定をした裁判所の判断は、私の記憶の限りではないと思われる。甲事件判決の伝道目的の認定は、極めて優れたものであったが、統一協会員の伝道目的の認定であり、統一協会（会長）の献金指示目的の認定ではなかった。その点に、大きな違いがある。

## エ 連絡協議会等は統一協会の内部組織たる活動体と認定

「(3) 統一協会の主張に対する判断」(51頁12行目)は、主に連絡協議会は統一協会とは別の法主体であるという統一協会の主張に対する判断である。

### (ア) 認定

本件決定は、連絡協議会について、統一協会の幹部であった古田が、「経済活動と伝道活動を一体化して行っていくという統一協会の方針を実行に移すため、統一協会の実質的な内部組織として発足させた活動体として認めるのが相当であり、統一協会から独立した別の法主体と認めることはできない」(51頁19～23行目)と認定している。原決定の要旨、「連絡協議会が統一協会から独立した別個の組織として存在していたというには重大な疑義がある」(原決定 85頁)との認定に比して、明確に実態に即した認定になったことは明らかである。

### (イ) 内部組織と認定した根拠

本件決定は、①古田が統一協会の局長という幹部であったこと、その考え方が、文鮮明等の、日本の信者は神に献金したり、経済活動をすべしとする考え方と一致しており、連絡協議会の活動がその考え方に沿ったものであること、②連絡協議会の活動内容は、統一協会が自ら実施することを検討したものであることに加え、本件決定53頁5行目の「(ウ)」で、「連絡協議会について本件確定判決において認定された以下の諸事情が存在する。」として本件決定の「2 (1) ウ (イ)」を引用している。そこに記載されている「a～f」の各項目を認定する判決の中に、甲・乙・丙事件がすべての項目について引用されていることについてはすでに述べたとおりである。

### (ウ) 甲・乙・丙事件の決定と本件決定 — 私の意見

本件決定がおこなった連絡協議会についての詳細な事実認定は、主に甲・乙・丙事件の認定を反映したものだと考えられる。それは、甲・乙・丙事件判決が担当した裁判官らの努力の結晶として、連絡協議会と称するものの実態を認定するという点においても、とても優れたものであるからである。甲・乙・丙事件判決が優れたものになったについては、担当裁判官らの努力を支えるものとして、甲・乙・丙事件が、いずれも集団訴訟であつて、元信者原告64名が、連絡協議会など聞いたこともなかったと明確に供述したこととともに、統一協会申請の現役信者証人が全員一致して、同一の不自然な証言を繰り返した点があげられると思う。乙事件判決は次のように認定している。

現在も信者として活動している被告側の証人らも、自身の所属する団体の正式名称を長らく知らずにいたと証言しており（例えば、証人西村照明は、昭和60年に献身者となったが、連絡協議会という名称を知ったのは今<sup>12</sup>から約10年前であると証言している。）、自分が献身して活動する団体の正式名称を知らないというのは余りにも不自然である（乙事件判決 201頁下から3行目～271頁2行目）。

#### （エ） 本件決定の批判

しかしながら、「内部組織として発足させた活動体」という認定は実態として正しくなく、私は、神戸事件で「熱狂グループ」の存在を認定したことに類する誤りであると思う。添付組織図は、連絡協議会で古田の補佐役であったと称する小柳定夫が作成したものである。この組織図のブロック以下の組織は、統一協会の組織そのものであって、統一協会の組織と別に連絡協議会のブロックや地区という組織があったと認めることはできない。私の依頼者であるすべての元信者は、連絡協議会など聞いたこともない、私は統一協会の組織に所属し、統一協会のアベルの指示で活動していたと供述している。ただ一人の例外もない。文鮮明の指示が古田から伝達されるブロック長会議に出席するのは、統一協会のブロック長である（裁判での証言がある）。連絡協議会には入会や退会の規定や手続きが存在しない。すべての人は統一協会に入会すると自動的に連絡協議会にも入会するのだと証言されている。この組織図における古田を責任者としている中央本部と称する組織は、存在するとすれば、甲事件判決の「中央本部・・・については・・・その名称が副島嘉和のいう『経済局』であるか否かはさておき、被告協会の非公式的な一部門に属していた・・・」（297頁13～14行目）と解するべきものであり、それ自体が統一協会の組織そのものと考えべきである。

#### （オ） 信徒会が内部組織で活動体であると認定、その批判

「イ 信徒会について」（54頁19行目～）について本件判決は、「統一協会の実質的な内部組織として、連絡協議会の活動を引き継いだ活動体である」と認定している。しかし、信徒会についても、実質的な内部組織とか、活動主体という側面は全くない。統一協会の末端に近い地方組織（教域であることが多い。）に訴訟対策や対外的な交渉の隠れ蓑とするために付けた名前（ラベル）にすぎない。「活動を引き継いだ」わけでもない。同一の組織だから、何も変わらなかったのである。

本件決定が引用する連絡協議会から信徒会の変更によっても、「活動内容については・・・、余り変わるところはありませんでした。」（55頁 4～8行目）という陳述書は乙事件で統一協会から証拠提出されているもので、作成者は上記乙事件判決で引用されている西村照明で、同人は乙事件で証人として証言している。同証人は、文鮮明が日本統一協会会長らを叱責した事実が記載されている「神奈川統一運動史」は連絡協

---

<sup>12</sup> 証言は平成16年

議会が作成したものであると証言をしたが、乙事件判決は約1頁を費やして具体的な事実を指摘し、同冊子はむしろ統一協会と連絡協議会が同一組織であることを推認させるものとなっていると認定している。

本件決定は支払われた100億円余りの和解金について、統一協会がその支払いの債務者にならないのにも関わらず、別組織であるという信徒会の関係者とされる信者がその支払債務の債務者になることに応ずるといことは考え難く、このことは信徒会が統一協会から独立した別の法主体ではなく、統一協会の実質的な内部組織であり、そのような関係であるから、統一協会の関係者とされる信者らが、統一協会に指示されて和解金等の支払債務の債務者となっている事実が推認されると認定している(55頁(イ))。このような認定がおこなわれたことは初めてだと思われる。和解の実例が多数集積された解散命令事件の場合であったから、初めて持ち得た視点であると思うが、とても優れた視点からの判断であると評価できる。

### (3) 本件和解は裁判所の心証に基づいていると推認

「4 本件和解を踏まえた検討」(58頁2行目)において、計366名の対象者らに対して57億5277万6082円の支払いが約束されたという本件和解について本件決定は、訴訟を担当した裁判所が対象とされている請求権の存否及び金額について争点に対する当事者の主張立証を踏まえ、一定の心証を形成した上で、これを踏まえて当事者に和解勧告をし、両当事者がこれを受け入れた場合に成立することが通例であるという認識に立って、そうである以上、受訴裁判所が和解内容通りの心証を形成していたと推認できるとして、統一協会員の不法行為責任と、それに対する統一協会の責任を認めることができると認定している。勿論妥当な認定である。

以上によって、本件決定は冒頭に記載した「5 総括」に至っているのである。

## 4 「第3 認定事実②」、「第4 認定事実②を踏まえた検討」の概要と結論

以下、2009(平成21)年のコンプライアンス宣言から本件決定の直前までの、統一協会が行った不相当献金等・伝道等勧誘行為を防止するための対策について認定され、それが批判されている。その概要と結論は以下のとおりである。

### (1) 概要

本件決定は、防止対策のために発出された文書を、必要な箇所を引用する方法で、その存在と内容を認定している。文書の発出とその内容を検討すると以下の4つの時期に関わっていることが見出される。

#### ① (有) 新世に対する刑事摘発があった2009年以降の対策。

コンプライアンス宣言1、同2等6件の文書が発出されている。

#### ② 名称変更が認められた2015年以降の対策。

文科省の指導により、「未明し」伝道活動の見直しを中心とした文書が発出されてい

る。又、民事訴訟等の件数を減少させるための対策が取られている。

③ 本件銃撃事件があった2022年以降の対策。

教会改革推進本部を設置し、教会改革のためのガイドラインや不当寄付勧誘防止法の施行に対応した文書が発出されている。

④ 原決定によって、解散命令が発せられた2025年以降の対策。

従前の枠を超えて金銭を支払う「補償」と称する対応等がおこなわれている。

(2) 結論

統一協会が取るべきであった対策は、まず信者の不法行為の根本原因は統一協会自身にあることを認めた上で、不相当献金等・伝道等勧誘行為防止措置（以下、この項で「不相当行為防止措置」という）及び、数値目標緩和措置（以下、この項で「ノルマ緩和措置」という）を取るべきであるところ、①、②の時期は、取られた不相当行為防止措置は不十分であり、ノルマ緩和措置は取られていない。③、④の時期については、不相当行為防止措置は不十分で、予算を大巾に減額した（ノルマ緩和措置となる）が、統一協会は依然として問題行為は連絡協議会の信者がおこなったものという態度を取っていて、信者の不法行為の根本原因は自分自身にあることを認めていないため、状況が変われば、また予算を増額する（過大なノルマを科す）恐れがあるとされている。

5 「第三 当裁判所の判断」の「第3 認定事実②」について（63頁）

私は、上記すべての期間における統一協会の献金勧誘方法について、元信者からの聞き取りをしている多分唯一の実務家なので、その立場から、統一協会の不相当行為防止措置が不十分なものであることを具体的に明らかにすることができる。したがって、本件決定の正当性を支えることになると考え、不相当行為防止措置の不十分さについて指摘している。

(1) 「1 コンプライアンス宣言及びこれを踏まえた統一協会の対策」について

本件決定は、「(1) 統一協会が本件銃撃事件にまでにおこなった不相当献金等・伝道等勧誘行為を防止するための対策」（63頁15行目）の項で、75頁5行目までを用いて、対策のために発出した文書について詳細に認定している。それ以降は民事事件等の件数を減少させるための対策等についての認定である。

ア 新世事件への対策・上記(1)概要の①の時期

(ア) 発出された文書

2009（平成21）年、新世事件への対策としておこなわれたものが、「コンプライアンス宣言1」、「コンプライアンス宣言2」、「会員の心得」、「VISION2020の勝利に向けてーコンプライアンス推進の再確認」、「牧会者規定」である（63～70頁）。

(イ) 会員への非告知ー私の批判

一般会員への周知は、実質的には、されていない。上記5文書のうち一般会員に告知されたのは、「会員の心得」が礼拝堂や集会所の掲示板等に掲示されたことが主である。しかし、その内容は、例えば「高い品性、倫理感を備え、法令を遵守し、社会の規範と

なるよう努めます」等は正すべき統一協会の活動の実態にそぐわない抽象的な文言を述べたものにすぎない。したがって、不相当行為防止措置とはならない。もちろん不相当献金等・伝道等勧誘行為の犠牲者である信者達に対し、謝罪も反省も全く示されていない。

#### (ウ) コンプライアンス宣言 1 と同 2 による伝道方法等の変化は刑事摘発の対象行為以外は小手先のもの - 私の批判

##### a 示された内容

「コンプライアンス宣言 1」と「同 2」で従前の伝道方法・献金勧誘方法で変えるよう指示されたことは、以下のとおりである。

- ① 伝道の最初に、伝道対象者を選別し経済的収奪をおこなう目的で、街頭や戸別訪問で不特定の人にあたりをつけ、因縁トークによって印鑑等を高額で販売する物販活動をしなくなったこと。
- ② 「献金と先祖の因縁等を殊更に結びつけた献金奨励、勧誘行為をしない」とされたこと。
- ③ コンプライアンス宣言 2 の第 2 は、信者らが自主運営するビデオ受講施設等における教育活動等についての指導基準について、統一原理を用いる場合はそのことを明示せよということ。

##### b その批判・変わったこと、変わっていないこと

①の点は、どうしても変えざるをえなかったのである。このやり方を継続していれば、特商法違反による警察の捜査が継続しておこなわれ、その結果、解散命令請求に至ることは必然であった。

②の点は、妙高院貴子などとそれらしい偽名を用いて霊能師の役割を演じる信者を用いて、伝道課程で入手した対象者の悩み等個人情報に密着させ個別化した因縁トークと、家系図等を用いて不幸な先祖の存在を指摘して、それと現在の悩みが結びついているとリアルに認識させて、原則的にはすべての預金を献金させる、先祖供養祭献金<sup>13</sup>を決意させていたのを、四柱推命などの占いで代替したということにすぎない。狙い、効果は全く変わらない。

③の点は、そもそもビデオセンターは統一協会の伝道施設であるから、「信者の自主運営」というのが最初から嘘である。

又、統一原理を開示することについての実態は、正体を隠した街頭での接触で四柱推命鑑定等を用いて転換期を強く意識させ、不安を喚起したうえでビデオセンターに連れ込み、ビデオを通常 2 本見せて、先祖因縁に強い関心を持たせて、家系のクセによって対象者の人生が悪くなっている、今が大事と意識させたいうえで、「家系図を読み解く先生がいるのよ」等の虚偽を告げて、ビデオ受講を決定させる。その段階で書かせる申込書

<sup>13</sup> 伝道課程に誘い込んでから初めての献金という意味で SK 1 = 信者献金 1 という。色々な名前が付けられる。先祖供養祭献金はその名前の 1 例である。

に、何であるかも説明していないビデオセンターの略称等が書いてある（例えば、ABF 申込書というように。ABF は阿佐ヶ谷文化フォーラムというビデオセンターの略称である。）ことと、その目的欄に「現代の諸問題に対する適切なカウンセリングを行い、……世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊教会）文鮮明氏の統一原理と世界の様々な、心理学、宗教学、哲学の観点から救済プログラムを提示する……」と書いてあることにすぎない。

私の依頼者は、家系図を読み解く場であることを信じて受講の意思表示をしたところ、申込書への署名捺印を求められた。一読して違和感を感じ、「これは家系図を読み解くための申込書なんです」と確認し、それが肯定されたため、その申込書に署名捺印している。依頼者は統一協会も家庭連合も、文鮮明も知らなかった。だから、まさか自分が統一協会を信仰させる目的で組織されている伝道・教化課程へ入会させられようとしているとは考えることもできなかつたのである。

それまでの接触の中では、統一協会も家庭連合も宗教団体の伝道活動であることも、何ひとつ明らかにされていないし、その後も、メシヤを受け入れるように認識を変えられてメシヤが証されるまで、家庭連合等は一言も出てこない<sup>14</sup>。

#### (エ) 残余財産移転先についての決議

解散命令による解散という事態に備えて残余財産を宗教法人天地正教へ移転するという決議が、平成21年6月23日、おこなわれていると認定されている（76頁 イ）。そして、本件決定は天地正教について、丙事件判決の判示をそのまま引用している（77頁 (イ)）。それは、統一協会の指揮命令が天地正教に及んでいることを証拠に基づいて認定しているものである。本件裁判所が、残余財産の天地正教への移転について、強い批判的な認識を持っていることを窺わせる記載である。行政庁も同様の認識に立つべきである。

### イ 名称変更による対応・伝道方法の見直し→上記（1）概要の②の時期

#### (ア) 文化庁の遅すぎた指導

2015年、名称変更を契機として伝道活動の見直しがおこなわれた。この時には文化庁宗務課長から「社会から正体隠しと批判されることのないように、信者組織や信者等への指導を含めて、取りうる最大限の措置を講ずるように合わせて強くお願いします。」との口頭による指導を受けた（70頁19～22頁）。文化庁の口頭指導は、正体隠し伝道を大きな理由として統一協会の伝道・教化活動を違法とした9件の信仰の自由侵害型訴訟のうち8件で、元信者ら勝訴が確定し、9件目（丙事件）でも地裁で元信者ら勝訴の判決が出ていた状況になって、初めてのことである。したがって、国の対応として著しく時期に遅れたものであるとの批判を免れない。甲事件で、統一協会の敗訴が確定した最高裁決定が2003年10月10日に下されている。それから12年以上もたっているのである。

<sup>14</sup> 以上、本件和解99番・385頁の事件において、証拠に基づいて私がおこなった主張の要旨である。

#### (イ) 韓国統一協会の決定による日本統一協会の対応と発出文書

統一協会といえども、特商法違反での刑事摘発に加えて上記各民事判決の集積を踏まえた所轄庁からの指導には対応せざるを得なかったのであろう。正体隠し伝道について方針変更を決定したのは、韓国統一協会である。韓国統一協会の幹部が、日本人信者を集めた韓国での修練会で方針変更の理由を述べている（参加者の講義ノートが残されている）。「ビデオセンター → 物販ラインを中心とした伝道・経済復帰方法の限界（法的・社会的）」というのがその理由である。

以上によって「名称変更の際の事務連絡文書」、「伝道活動及び施設に関する基準」、「家庭連合時代の新規伝道・教育に対するガイドライン」が発出された（70頁 エ）。

#### (ウ) 反省して発した文書ではない — 私の批判

いずれも従前の正体隠し伝道等上記各判決で認定されたことが自らの行為であることを認め、それを反省して、その再発を防止しうる対策をとるというものでは全くない。せつかく実現した、暗黒の過去の歴史を消し去りうる、名称変更の効果が減殺されないよう、上意下達の権威主義的な組織体制を利用して、民事裁判などで問題にされたことの一部について、是正策を教区長等の幹部（牧会者）に通知し、彼らによる指導・統制によって信者の行動を手当していこうというものにすぎない。従ってその内容は不十分なものにすぎなかったため、本件銃撃事件で社会的批判が厳しくなるにつれ、それが訂正されていくのは必然であった。又、献金目標を達成することが一番に求められる教区長等への圧力は変わらなかったし、献金目標も変わらなかったから、その実効性には当然の疑問があったのである。

#### (エ) 内容への批判

##### a その日のうちの開示という偽瞞

例えば、正体を隠した勧誘に関して、初対面の不特定多数への伝道に対する場合のみ、「その日のうちに」家庭連合の信仰を持つものであること、又は、その勧誘であることを明らかにしなければならないとされているだけである。最初に声をかける時に、自分の身分・目的を明らかにするのが人として、宗教法人として当然である。わざわざそれを回避しているのである。そのことによって、私が代理人を務めた本件和解99番・385頁のように、街頭等では何も明らかにしないまま、対象者の悩みや願望に合わせたトークや占いによって関心をひきつけ、受講したいという気持ちを高めさせたうえで書かせる申込書の宛先に家庭連合様等と記載しておき、それに署名押印させて、それを保管しておき、裁判になったらそれを証拠として提出して「開示していました。正体隠しではありません。」と言うやり方ができるのである。

##### b 告知は「家庭連合」のみ

告知しなければならないとされたのは「家庭連合」という名称のみであり、それが宗教団体の伝道活動であるという最も重要なことは開示することになっていない。「身分や信仰」を開示するべきとされるのは「尋ねられた」時だけである。又、友人関係や肉親関係を通じての勧誘では、正体隠しでかまわないとされている。

**c 看板も可動式のものでかまわない**

施設に掲示されるべきとされた名称を記載した看板も、施設の外側にではなく、入口を入ったところの片隅に、可動式のを置いておくという方法も用いられる。対象者が来るときには隠しておき、後日に置いた状態を写真に撮って証拠として提出するという方法も取り得るものとなっている。本件和解99番・385頁の事件で実際にあったことである。

**d 家系図・運勢鑑定の手法の利用禁止は部分的**

家系図や四柱推命等の運勢鑑定の手法の利用が禁じられるのは新規伝道の際だけである。入信させた後の教化課程では自由に用いられる。信者になった実践段階でも何の制限もない。実際、私は、2022年3月に奉獻書59枚＝118万の献金をさせられた際に、教会長によって家系図が利用された例を違法であるとして訴えている（令和7年札幌地裁事件）。

**ウ 民事裁判件数を減少させるための対策**

一方で、この間統一協会は民事裁判の件数を減少させていくための対策（75頁（2））を採用している。対策の目的は、①示談金支出の削減、②解散命令の理由となり、法人格消滅の事態となりかねない、③脱会させる活動の理由となる、④伝道活動にも支障をきたす、⑤そして良い社会的評価を獲得する、ためということであったと認定されている（75頁 a～b）。

対策の内容として特徴的なことのひとつは、信者の脱会や死後、献金の返還請求に対抗するために、請求権を放棄させる文書の作成がある。この対策は、民事訴訟で統一協会の敗訴が確実となってきた段階（特に信仰の自由侵害型訴訟では明確となってきた）になって、そのような法的状況を、劇的に逆転させ統一協会に勝訴をもたらす対策として、そしてそれを利用して裁判外の示談交渉を有利に進めるために考えられたのだと推測される。しかし、これは、信者を精神的に支配していることを利用した邪（よこしま）な目的のものであったため、社会的・法的に持続不能なものであることが、すぐ明らかになった。

次いで、弁護士の介入前の段階で解決すること、介入された場合には、訴訟提起の前に解決することが対策の内容とされている。この対策は、統一協会の場合、靈感商法の時代から一貫した方針であったと私には思われる。比較的高額で訴訟外示談に応じて、裁判になれば徹底的に争うというのが統一協会の方針であった。裁判がコスパの悪いものであると知らしめ、訴訟外示談に誘導するのである。そのことによって、マスコミに報道されないようにして、社会問題化されることを防止することを目的としていた。

**エ 本件銃撃事件後の対策・上記（1）概要の③の時期**

**（ア） 発出された文書の概要**

この時期は、統一協会への社会的批判が、本件銃撃事件を契機として、前例のない高まりをみせ、文科省も解散命令請求に踏み切るなどの事態が発生した。それに対応する

ため、統一協会は下記①～④の文書を発出している。

① 「教会改革の方向性に関して」が、2022（令和4）年9月20日付で発出された（82頁 ア）。

その内容は、コンプライアンス宣言2で示された献金勧誘行為への指導基準の追加であり、過度な献金をさせないという基準を、通常の世界生活（家族を含む）を困難にする程度、あるいは、借金をして献金をさせることと明確化したことと、全世界の宣教活動への支援の見直し＝世界宣教費を大巾に減額し、予算全体の減額をするという方針が出されたことである。

② 「献金を受領する際のガイドライン」が2023年1月5日の不当寄附勧誘防止法の施行により同月11日に定められた（83頁 イ）。

1回の献金額が月収の10分の3以上の場合には、献金確認書で生活に支障をきたさないか等のことを確認し、領収書を交付することにされた。献金を受領したことを示す領収書の交付という、社会的に当たり前のことが、統一協会の歴史上初めて、献金の一部についてではあるが実行されるようになった。今までは、献金は神に対するものであるから領収書は出せませんと嘘を言っていたのである。

③ 「伝道・教育に関する新ガイドライン2023」が令和5年1月24日、発出された（84頁 ウ）。

今までの伝道活動に関するガイドライン等が統合され詳しくされたものである。

#### (イ) 教会改革のためのガイドライン（基本方針）の内容と私の批判

④「協会改革のためのガイドライン（基本方針）」が、2023（令和5）年1月頃、上記の「教会改革の方向性に関して」の内容に基づき、今後の指針として発出された（84頁 エ）。その内容は次のとおりである。

##### a 献金勧誘について

###### (a) 不当寄附勧誘防止法施行に対する手当

不当寄附勧誘防止法の靈感利用勧誘禁止規定を受けて、家系図、運勢鑑定、因縁トークは献金勧誘に関しては、個別面談の場合を含め全面的に禁止された。全面禁止は初めてのことであり、今までのコンプライアンス宣言に抜け穴があったことを自ら明らかにするものである。

しかし、既に信仰を持った協会の信仰教育に資する目的で家系図を用いるのはこの限りではない（74頁 b①）とされている。献金勧誘でなければ、家系図の利用が許されると解される。そうすると、違法な伝道・教化活動で植えつけられた先祖因縁に関する信念が、家系図を用いた信仰教育で実感させられ、その後の献金に結びつくことになる。したがって、全く不十分なものである。又、統一協会を一時離れた人の「再復帰」の場合の利用も禁止されない。

他に、献金のための新たな借入の禁止、居住建物・事業用建物の売却による献金奨励の禁止、認知症及び、精神疾患のある方からの献金受領の原則禁止も規定された。

#### (b) 請求権放棄念書等の作成禁止

元信者からの献金返還請求を封じるため、組織的におこなわれていた返還請求権を放棄させる念書の作成はおこなわないことにされた。これは、すでに述べた邪(よこしま)な目的のもとに考え出されたものであった。信者にとっては脱会後に初めて行使できるようになる損害賠償請求権を、信仰が維持されている状態、すなわち、請求権を行使することを考えることもできない状態であることにつけ込んで奪うものだから、統一協会の悪質性をより明らかにすることになるものであったのである。

AKH事件では、同事件が信仰の自由侵害型訴訟であったことの影響もあり、請求権放棄の意思表示をした信者が、その意思表示をしたのは、献金は正しいと信じていたためであり、損害賠償請求をすることができるとは認識していなかったことが動機であるとして、錯誤無効と判断された。信仰の自由侵害型訴訟の考えでは、違法に形成した信念につけ込んで請求権放棄をさせるのであるから、それが不法行為になることは、献金勧誘が不法行為になることと変わらないのであるが……。

#### (c) 先祖解怨献金等感謝献金の重視

先祖解怨については、本人の状況に合わせて可能な範囲でとされている。しかし、他方で、すべての祝福家庭は神氏族メシヤ使命完遂が課題であることが明記されており、そのためには430代の先祖解怨をしなければならないとされている。したがって、ガイドラインは公表用のもの、すなわち虚偽である。

統一協会はこの時期の社会情勢から、信者に請求できる主要な献金を、合同結婚に際しての祝福献金、先祖解怨・先祖祝福献金、奉献書(祈願書)献金、収入の10分の1献金に限定していた可能性がある。前三者が「天から与えられた恩恵や保護に対して感謝を捧げる感謝献金」であろう(85頁 4～6行目)。

その外に「神の国建設に同参する意味での……献金を奨励するものと」している(85頁 6～7行目)。この献金はその頻度、目標額の両面から恐ろしいほどに肥大化していたのである。例えば、天一国の中心施設である天苑宮の建設には500億円を要したとされており、その多くが日本の信者に献金として科せられた。解散命令決定が出されることを回避するためには、神の国建設に同参する名目の献金を徴収することは当面差し控えることが相当と考えていたのであろう。

そのため、先祖解怨・先祖祝福献金の勧誘は重要であった。定額制で1000万円を超える高額な献金だからである。先祖解怨をさせるために、因縁トークと類似する内容の書籍が発行されて、その内容が維持されていたこと(99頁(イ)、101頁(ウ))、2018(平成30)年10月19日、430代までの先祖解怨をすべしとの文書が本部から発出されていることが、本件決定で認定されている(103頁(エ))。

#### (d) 母の国の使命は経済活動と文書には書かなくなったが……

母の国の使命については経済的側面が文面上は除かれたように読める内容となっている(89頁(4))。海外支援の内容は、人材の派遣、教育システムの提供が例示されている。しかし、末尾に「等」とされていて経済的支援は除外されたと断言されてい

い。そもそも、先祖解怨・先祖祝福献金は、日本統一協会を介さず、日本人信者から直接韓国統一協会が献金を収受することを可能にした集金システムである。それは「奨励」されているのである。そのことに何も触れないのでは、経済的支援をコンプライアンス関連文書の文面上に明記しなくなったとしても説得力はない。40年以上にわたって文鮮明・韓鶴子の事業は日本からの多額の無償の送金によって成り立っていた。日本からの送金が長期にわたってゼロであり続けながら、それらが維持されるとは考えられないことである。

#### **b 伝道活動について**

伝道活動に関しては家庭連合と明示しなければならないとされているのだが、最初の段階で、統一協会・宗教への伝道目的であることの開示が義務付けられていない。そして、入会したら実践しなければならない宗教活動の内容についての開示は、全く何も触れられていない。これも開示を義務付けないと、騙されて宗教的回心を起こさせられてしまう人が多数出るのである。

以上のとおり、不相当行為防止措置は不十分なものにすぎない。

#### **オ 地裁解散命令への抗告後の対策と私の批判 → 上記（１）概要の④の時期**

原決定に対する統一協会による抗告によって、本件裁判所に本件解散命令申立事件が係属した後の対策は、まず「補償」への方針転換がされたことである。すなわち①除斥期間や消滅時効を援用しない、②物品購入についても返金に対応する、③被害の100%まで返金に応ずるという新しい基準が設けられた。

次いで、東京地裁に継続していた民事調停について198人中189人と調停が成立し、36億7936万4266円が支払われたと認定されている。この調停では統一協会が支払義務者となっているという（なお、私は令和5年10月27日、前橋地方裁判所で、統一協会が支払義務者となることになった、私が知る限り、初めての和解を成立させている。）。調停条項には早期解決目的で不法行為の成否を前提としないとの確認事項が入っていると認定されている。確認することは出来ていないが、調停条項を秘密にする条項もあるという。

第3として、統一協会が依頼した弁護士による補償委員会が立ち上げられている。

これらの対策は、解散命令に対する抗告事件で、東京高等裁判所が解散命令決定（統一協会の抗告を棄却する決定）を出す事態を回避することを狙っておこなわれたものと言わざるを得ない。社会的批判の炎を極力消していく、そのためには金を払うというのが統一協会の一貫した方針なのであり、ぎりぎりの危機に瀕して、それに沿った対策を深めたものにすぎない。統一協会は最後まで自己の責任を認めず、自己の行為を反省せず、事態を乗り切ろうとしたのである。それは、この組織が文鮮明と韓鶴子のための「集金マシン」であるという本質に照らしてみれば、当然のことなのである。

(2) 「2 コンプライアンス宣言後の献金収益の推移」(94頁)について

献金収入がコンプライアンス宣言の前後の時期を通じて大きくは変わっていないという事実が認定されている。献金収入は、2015(平成27)年の331億円から、2021(令和3)年の499億円まで右肩上がりである。なお、統一協会に負債はほとんどない。

海外宣教師助費名目での支出が2023(令和5)年以降0となり、海外送金が大巾に減額し、それに伴い統一協会の収入自体が令和3年の499億円から、令和5年には194億円に減少している事実が認定されている。統一協会による海外送金のうち9割が韓国であり、2021(令和3)年が最高額で、179億円あったと認定されている。

この点は、ノルマを緩和した効果を判断するために、とても重要な認定となっている。

(3) 「3 統一協会の信者らによるコンプライアンス宣言後の不相当献金等・伝道等勧誘行為の状況及び損害賠償請求等の状況」(104頁)について

ア 認定等

「(1) 平成22年以降に統一協会の信者らにより不相当献金等・伝道等勧誘行為が行われていたことが認められる事実」の「ア 本件確定判決」(104頁)によれば、本件決定で認定されているのは、本件確定判決137番・202頁の請求、同139番・202頁及び140番・202頁の請求の各部分=2010(平成22)年以降の献金等=である。対象者数は3人である。

「イ 本件和解」(106頁)によれば、コンプライアンス宣言後に成立した唯一の例は、本件和解99番・385頁の事件である。対象者は1名である。

イ 私が担当した事件

そのうち、本件確定判決139番、140番は私が代理人を務めたAKH事件の原告K及びHである。原告Kの場合、献金等の支払総額3833万9600円のうち、平成22年以降の支払いは669万0400円である(202頁)。原告Hの場合は総額2952万9650円のうち、616万0700円である(202頁)。両者ともコンプライアンス宣言の前後によって、献金等勧誘行為の態様を含めた信者としての活動に何の変わりもない。

本件和解99番も私が担当した事件である。この事件は2016(平成28)年1月21日に街頭で勧誘された事件で、勧誘の際、統一協会はコンプライアンス宣言1と2の対応をしていた。ABF宛の申込書を書かせたことを統一協会も認めていたのに、訴訟の途中で2015年以降施行のガイドラインに基づき、家庭連合であると開示して勧誘していたと嘘の主張をしてきた事件である。統一協会は、本件において「家庭連合と明記した看板を掲示していた」と主張したようである(107頁(イ))が、真っ赤な嘘である。主張を変えてから、エントランスホールの中に可動式の看板が置いてある写真を証拠として出してきたにすぎない。

本件決定はその外に平成22年度以降に統一協会の信者らにより不相当献金等・伝道等勧誘行為がおこなわれた可能性が相応に認められる事案、その可能性が否定されない事案等々の認定をおこなっている。

#### ウ 平成22年以降の不法行為の実情

以上の総括として、本件決定は「4 小括」(122頁)以下で次のとおりに認定している。すなわち、平成22年以降に不相当献金等・伝道等勧誘行為がおこなわれて統一協会の使用者責任が認められた事案は対象者4名、損害1868万1600円である。その外に、上記の可能性が相応に認められる事案が2名、損害2344万8000円、その成立が否定できない事案、138名、9億1546万1469円という事実が認定されている。

### 6 「第三 当裁判所の判断」の「第4 認定事実②を踏まえた検討」(124頁)について

#### (1) 「1 統一協会が取るべきであった対策」(124頁)について

本件裁判所は、①信者が不相当献金等・伝道等勧誘行為をおこなった根本原因が統一協会そのものにあること、即ち過大なノルマを定めて献金等の勧誘を求めたこと、会長等幹部が不相当献金等・伝道等勧誘行為がおこなわれることを実質的に容認していたこと、それらが根本原因であることをまず認めるべきであるということを示した。これは私が「(統一協会は)責任を認め、原因を究明して再発を防止するための対策を示す」べきであると指摘した(原決定の分析 10頁)ことに、答えてくれたかのような感じがする。それは本質的な指摘であり、統一協会が現在に至るも一貫して回避していることであり、彼らのコンプライアンスなるものが偽物であることの最も重要な根拠である。その上で、②具体的、且つ実効性のある不相当行為防止措置と③ノルマ緩和措置をとるべきだったとしている。

#### (2) 「2 統一協会がコンプライアンス宣言を踏まえて本件銃撃事件までに行った対策についての検討・評価」(126頁)について

本件決定は、次いでコンプライアンス宣言等、本件銃撃事件までに統一協会が行った対策の検討・評価をおこなっている。

#### ア 不相当行為防止措置は不十分である

まず「(1) 不相当行為防止措置について」(126頁)で、因縁トークや未証しによる献金の勧誘の禁止をしながら430代までの先祖解怨・先祖祝福の完了を指示する文書を出していること、それは実質的に210代までの先祖解怨・先祖祝福感謝献金の完納を求める行為に他ならないこと、先祖祝福受付ガイドブックや先祖解怨と孝情奉獻書の恩恵という因縁トークに極めて酷似している内容が記載された書籍が発行されていて、その内容による「説得」が広く信者に対しておこなわれていることが推認されると

認定している（128頁）。

先祖解怨献金は定額制かつ高額であって、不相当献金等・伝道等勧誘行為がされかねない危険を内包しているとされているが、本件確定判決139番・202頁、140番・202頁について平成22年以降の先祖解怨が不法行為にあたりと認定されていることが実例としてあげられている。

過度な献金にならないための対策についての検討がおこなわれている（129頁）。この点については、統一協会の対策がそもそも短期間の高額献金を対象としているにすぎないので、実効性のある具体的な措置をとった形跡は認められないと認定されている。具体的例として、本件確定判決139番・202頁の原告Kは2300万円に献金が達していたのに新たに460万円の献金を勧誘され、140番・202頁の原告Hはすでに1440万円を献金させられていたのに、567万1700円について勧誘されたという事実があることを指摘して、統一協会の対策が不十分であるとしている。

なお、統一協会の不相当行為防止措置が実務家の視点からみて不十分なものであることについては、すでに各防止措置に対する批判として述べたとおりである。

## イ ノルマ緩和措置はとられていない

「(2) ノルマ緩和措置について」の「ア 統一協会がコンプライアンス宣言後も信者らに対して数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めているか」の「(ア)」(132頁)において、次のとおり分析している。

### (ア) 予算はノルマとして機能していると認定

- ① 統一協会の収入は信者からの献金が97%を占めているが、収入目標額は予算として地方組織に通達されること
- ② 令和3年度の牧会者の人事評価項目の中に、年間予算に対する信者献金の充足率が含まれていること
- ③ 統一協会本部が全国の教区長等に、210代の先祖解怨献金を完了しなければならないことを意味する文書を発出していること。特別献金・感謝献金を案内する文書を発出していること
- ④ 西東京教区や杉並教会で、献金の目標額及び実績額、献金の目標額を各信者に割り当てる表が作成されていること

等の事実から、「統一協会は、コンプライアンス宣言後も、責任役員会及び評議員会による予算の決定を通じて実質的に献金収入の目標額を定め、これを各地方組織（地区、教区、教会）に割り当て、年間予算に対する献金の充足率を牧会者の人事評価項目とすることによって牧会者（地区長、教区長、教会長及び副教会長を務める専従職員）らに対し、割り当てられた献金収入の数値目標を達成するよう求めていたものと認めるのが相当であると判断した。

中山達樹弁護士が申し入れた文書に記載されていることを根拠に、各年度の予算が全

国275教会に伝達されている事実が認定されており、各教会が各信徒に対して個別に目標額を伝えることはないという中山弁護士的主張は信用できないと一蹴されている。まことに妥当な認定である。

多額の海外宣教費を含む予算が数値目標（ノルマ）として機能していることの認定・評価はとても優れていると思う。

**(イ) コンプライアンス宣言前後で、収入額の対比をおこないノルマ緩和措置がとられていないと認定**

その後、統一協会の予算とその実績＝収入の達成状況をコンプライアンス宣言の前後で対比することによってノルマ緩和措置をとったか否かについて分析し、収入は右肩上がりなのだからノルマ緩和措置をとっていないと結論づけている。

この点はとても優れた着眼点である。予算や収入実績は、文科省による質問権の行使によって明らかになった事実と推認される。その資料は動かぬ証拠であるから、そこから推認されることは強い説得力を持っている。そのようなことを認定したうえで、コンプライアンス宣言の前後を通じてほぼ同額の予算がたてられ、その8～9割が達成されている事実を認定し、ノルマ緩和措置はとられていないと認定しているのである。

**(ウ) そもそも主張がない**

統一協会がノルマ緩和措置をとっていないとの点については、そもそも統一協会はノルマ緩和措置を取ったとの主張をしていないことも理由とされている。統一協会は、都合の悪いことについては、他の裁判でも、主張をしない、相手方主張を無視することを常套手段としている。そのような訴訟対応を封じるためにも、適切な認定である。

**(3) 「3 コンプライアンス宣言後の統一協会信者らによる不法行為及び統一協会の関与に関する検討」(137頁～)について**

予算額が変わらず、その実績（ほとんどが献金）も変わっていないし、ノルマの緩和措置も取られていないことが明らかなのだから、信者にとっては不相当献金等・伝道等勧誘行為をおこなうことが求められていたことは変わっていないと認定されている。統一協会の対策は民事事件を減らすことにより、問題を顕在化させないことに重点を置いた対策であって、不十分なものであったと認定されている。

現実にも、不法行為の成立を認められてものが4件あり、不法行為の可能性が相応に認められるものが2名、その可能性が否定できないものが139名存在するとの認定が引用されている。明確に認められるものは4名にとどまるが、これはその他のものの存在も考慮すると、統一協会の信者が不法行為に該当する不相当献金等・伝道等勧誘行為をおこなわなくなったことによるものではなく、統一協会が民事訴訟の件数を減少させるための対策を取ったためであるとみるのが相当であると認定されている。

そして、コンプライアンス宣言後も統一協会の信者らによる不相当献金等・伝道等勧誘行為が継続して行われてきた根本的な原因は、統一協会にあると認定されている（141頁18～20行目）。その理由は、①本件確定判決において、信者の不法行為につい

て統一協会の使用者責任が認められていること、②信者らが上記不法行為を行ったのは、統一教会の会長らの承諾の下、その組織を通じ、過大なノルマを定めて、その実行を求めたからであり、会長らはそのことを未必的には容認していたこと、③したがって、会長らは、不相当行為防止措置及びノルマ緩和措置を取らなければ、信者の不法行為を防止することは困難であることを容易に認識できていたこと、④そして被害の訴えが平成22年以降もあり示談に応じていること、⑤にもかかわらず、上記の対策をとらなかったのは文鮮明・韓鶴子の活動資金の減少を防ぐためであると認められると認定されている(140頁(2))。

#### (4) 「4 銃撃事件後の対策の検討・評価」(141頁)について

##### ア 認定

##### (ア) 過大なノルマを科さなくなった可能性を否定できないと認定

本件決定は、本件銃撃事件以後の不相当行為防止措置とノルマ緩和措置について分析をして、海外宣教費がゼロになり予算額が引き下げられたことを指摘したうえ、本件銃撃事件後に献金等が不法行為であることを認定した判決の存在は、本件決定の証拠上明らかではないし、その時期の献金について訴訟上の和解をしたものの存在も明らかではないことから、統一協会は過大なノルマを科して献金の勧誘をするよう求めておらず、したがって信者は不相当献金等・伝道等勧誘行為をやっていない可能性を否定できないと認定している(143頁)。

##### (イ) 統一協会は不法行為の根本原因が自身にあることを認めていない

しかし、本件決定は、コンプライアンス宣言後から銃撃事件までの不相当行為防止措置が不十分であること、それらは社会的批判をかわし、民事訴訟件数を減少させて解散命令請求がされることを防止し、献金収入を維持することを優先したものと見え、社会的批判が収まった後では再び予算を引き上げる怖れがあるとしている。

そして、本件決定は、現在に至っても、統一協会は、協会員がおこなった不法行為の根本的原因が自身にあることを認めていないことを指摘している。すなわち、統一協会本部は各教会に対し献金を求めているし、各教会は信者個人に献金を指示していないし、予算は割り当てるものではなく献金目標ではないし、不相当献金等・伝道等勧誘行為は連絡協議会がおこなったもので、統一協会がおこなったものではないという態度を統一協会は貫いているのである。

そして、原決定によって解散が命じられた後におこなわれた補償も、責任を認めておこなうものでなく、社会的、道義的責任を果たすということにすぎないと統一協会によって表明されていると認定している。結論として、このような姿勢を貫いている限り、統一協会が今後再び同じことをおこなう恐れがあると言わざるを得ないと正当に判断されている。

##### (ウ) 日本統一協会幹部には、韓鶴子の要求を拒否する意思も能力もない

さらに、韓鶴子の「岸田に教育を受けに来いと伝えろ」等の発言に関して、それは日

本が母の国であり、経済で韓国統一協会及び韓鶴子の活動資金を支えるべきであるという考え方の下、日本の会長を献金目標の達成ができないからといって叱責した文鮮明と同じ思想に立っていることが明らかで、その発言は解散命令が韓鶴子の活動資金にも影響を与えることを懸念して発言されたものであると認定し、これらの発言に対する日本統一協会の幹部の NHK 等への対応などから、日本統一協会の幹部が韓鶴子の要求を拒否する意思も能力もないことを示していると正当に評価している。

この点は、私も同様の指摘を原決定の分析でおこなっているところである（原決定の分析 9頁⑥）。勿論、本件決定の方がはるかに優れた内容である。

#### (エ) 結論

以上のようなことを認定のうえに立って、銃撃事件後の措置は、それだけでは不相当行為防止措置としては不十分で、献金収入の予算額を減額したが実効性は不明であるだけでなく、今後再び献金収入の予算額を引き上げる怖れがある。以上によって現在も信者らによる不相当献金等・伝道等勧誘行為がおこなわれる怖れがあると認定している。

#### イ (ア) の認定への批判

確かに、過大なノルマが科せられることと、その目標の達成を組織を通じて求められることにより、不相当献金等・伝道等勧誘行為が増えることは疑いない。本件銃撃事件後、統一協会の信者への献金「圧力」が意識的に弱められているであろうことも、そのとおりであろう。解散命令を回避することが当面第1の目標だからである。しかし、現在統一協会会員である人達の多くは、統一協会の不相当伝道等勧誘等行為によって、現在も「統一協会の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ」られており、「統一協会の教義から離脱することを困難な状態に陥らせ」られている人達である。そのような人達に対して、そのような状態につけ込んで「教義に基づく活動として先祖解怨献金、奉献書献金等をするように求め」た場合、それは社会通念上相当な範囲を逸脱する行為と認められるものである。そのような人達が脱会していないから、請求がないだけなのであって、統一協会から不法行為がなくなっていることを示すものではない。

### 7 「第三 当裁判所の判断」の「第5 解散命令の可否」(153頁)について

本件決定は上記標題の下、本決定の目次のとおり「1 統一協会について宗教法人法81条1項1号に該当する事由があると認められるか」と「2 統一協会の解散を命ずることが、統一協会の信者ら等の法的地位や権利関係に及ぼす影響を考慮してもなお、必要でやむを得ないといえるか」という2つの問いをたて、そのいずれも肯定したうえで「3 結論」で、統一協会の解散を命じた原決定を維持して「本件抗告を棄却」している。

以下、注目すべき点についてのみ、指摘する。

#### (1) 「(2) 宗教法人について」(宗教法人法81条1項柱書)(155頁)について

## ア 認定

統一協会の信者らが上記(1)①(注・本件確定判決で認定された不法行為)、②(注・本件和解の対象とされた不法行為)をおこなったのは、統一協会が、会長等の幹部の承認の下、信者らに対し、過大なノルマを定めて献金や物品の購入の勧誘を行うよう求め、その際、統一協会の信者らが、過大なノルマを達成するため、不相当献金等・伝道等勧誘行為を行うことを、統一協会の会長等の幹部は、少なくとも未必的に容認したことによるものであると、本件決定は重ねて認定している。

そして、統一協会の信者らが上記(1)③(コンプライアンス宣言後の不法行為)を行ったのは、統一協会の会長等の幹部が、不相当行為防止措置及びノルマ緩和措置を執らなければ、信者らによる不相当献金等・伝道等勧誘行為が継続することを容易に認識することが可能であったのに、コンプライアンス宣言後も、不相当行為防止措置を十分に執らず、また、ノルマ緩和措置を全く執らず、責任役員会及び評議員会議において、コンプライアンス宣言前と同水準の献金収入の予算額を決定してこれを地方組織に通達させ、これにより、信者らに対し、過大なノルマを定めて献金の勧誘を行うよう求め続けたことによるものであると本件決定は認定している。

したがって、上記(1)①～③の行為について「宗教法人について」の要件を満たすと判断している。

## イ 統一協会の不法行為と認定したといえる

この部分の認定は原決定と大きく違っている。本件決定は、統一協会員の不法行為を統一協会会長ら幹部が、少なくとも未必的に容認していたことを根拠に、「宗教法人について」の行為と評価したのであり、原決定は「信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘行為の多くのは、統一協会の事業である宗教活動の執行又は運営として行われたと評価でき、社会通念上、統一協会の行為とすることができるのであって、『宗教法人について』(法81条1項柱書)に該当するというべきである。」(原決定 98頁)と判断しているからである。

原決定の認定、すなわち「(統一協会員の)不法行為の多くのは・・・、社会通念上、統一協会の行為とすることができる」ことをもって、法81条1項柱書の「宗教法人について」に該当するというのは、確かに、相当苦しい。

本件決定の認定の方が、正当であることは明らかである。

## (2) 「(3) 著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」(宗教法人法81条1項1号)(155頁)について

### ア 認定

本件決定は、

- ① 統一協会が信者らに対して過大なノルマを定めて献金等を求めたのは、統一協会や韓国統一協会のためのみならず、文鮮明・韓鶴子の活動資金のため、及びコンプライアンス宣言後はその減少を防ぐ目的であった。

会長らは信者らが不法行為を行わなければ達成できない目標であることを容易に認識することが可能であったのに、不相当行為防止措置をとらなかった。対象者に損害を与えてまで、その目的を実現することは許されない。その意味で上記目的は不当である。

② その態様は、対象者の自由な意志を抑圧し、統一協会の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥らせる等して献金等勧誘行為をするもので、極めて悪質である。

③ 42年間という長期間にわたり、全国の対象者らに対し極めて多額に上る財産の損害及び多大な精神的苦痛を与えたもので、結果は重大であるというべきである。

したがって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」とであると認定した。

#### イ 原決定との対比

本件決定では、不当な目的が認定され、態様は原決定の「総じて悪質」から「極めて悪質」と変えられ、結果も「重大であるといえる」から「重大であるというべきものである」に変えられた。

原決定の分析で、私は次のとおり、意見を述べた。「(統一協会)の信者により行われた不法行為に該当する(献金・入信等勧誘等行為)の態様は(対象者を欺いて、宗教の自由を侵害し、隷従させて人生を支配するというもので、きわめて)悪質なものである( )内の下線部分は私の認識を記載したものである。」(13頁)

本件決定の認定は、私の見解からすればまだ不十分であるが、原決定の認定に対比すれば、極めて妥当というべきである。

### (3) 「2 統一協会の解散を命ずる必要性」(162頁)について

#### ア 認定

本件決定はこの項で、「ア ①統一協会が不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある対策を自発的に執ることが期待できるか、②解散命令が不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段となるか」(162頁)についての検討をしている。

上記各点について、本件決定は、今まで認定してきた①文鮮明・韓鶴子のための過大なノルマの追及、②その姿勢はコンプライアンス宣言後も変わらなかったこと、③本件銃撃事件以後も、信者の不法行為の根本原因が統一協会であることを認めておらず、④実効性のある不相当行為防止措置を執っておらず、⑤献金収入の予算額を減額する措置を執ってはいるものの、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、過大なノルマを定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあることにより、統一協会が、今後、不相当献金等・伝道等勧誘行為を防止するための実効性のある対策を自発的に執ることは期待し難いと認定している。

そして、これまで説示してきたように、統一協会の信者らにより不相当献金等・伝道等勧誘行為が行われてきた根本的な原因が統一協会にあることに照らせば、統一協会の解散を命ずることは、信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある

手段となり得るといふべきであると認定している。

次いで本件決定は「イ 解散命令以外に執り得る手段があるか」（164頁）について検討している。そして、統一協会の「解散命令より制限的でない手段（LRA）である不当寄附勧誘防止法に基づく措置を執るべきである」との主張を以下の理由で排斥している。

統一協会が信者らの行為の責任が自らにあることを認めていない以上、不当寄附勧誘防止法による勧告等や制裁を受けても、実効性のある不相当行為防止措置やノルマ緩和措置を執ることは考え難いので、上記措置は実効的手段とならず、実効性のある手段は解散命令以外にない。

#### イ 私の評価

統一協会が、信者の不法行為が統一協会の宗教活動であることを一貫して認めようとせず、嘘をつき続けたことが、解散命令を発する最後の根拠となったのである。そして、統一協会の上記の嘘は、統一協会が文鮮明・韓鶴子の「集金マシン」であるという本質に根ざしている。誠の限りを尽くして献金せよ、借金してでも献金せよ、法外な値段をつけた印鑑を売りつけよ、等のことは「集金マシン」としては合理的な行為である。それらが統一協会の責任であると認めてしまえば、情勢が変化した時にそれらの行為を再開するための妨げになる。なによりも、申し訳ありませんと謝罪すれば、正しいと信じさせ、宗教活動として実践させてきた信者らに動揺が生まれることになる。それは「集金マシン」の破滅に繋がることなのである。

「集金マシン」と評価される収奪的な行為は、統一協会の教義に根拠がある。「万物復帰」は、万物が本来神のものであり、それらは人間の墮落によってすべてサタンに奪われており、それらを神の元に取り戻さなければならないとする教義である。しかし、この教義は、資本主義社会の根幹をなす所有権に関する法理と対立する。私が正当な対価を支払って所有権を取得した物も、それは本来神のものだというのであり、統一協会にとっては取り戻しの対象となるものだからである。

統一協会はこの教義を否定することはできないし、していない。この教義は、統一協会の、墮落していない万物を神に捧げて、神の元に復帰するという救済論の核心的内容をなすものだからである。

#### (4) 「ウ 小括」（165頁）について

本件決定は、①統一協会が、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、過大なノルマを定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められ、その場合、信者らは不相当献金勧誘行為を行う可能性が高いこと、②統一協会が、今後、不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある対策を自発的に執ることは期待し難く、統一協会の解散を命ずることは、信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段となり得ること、③統一協会の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段は、統一協会の解散命令以外に見当たらないことからすれ

ば、統一協会の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するため、統一協会の解散を命ずる必要性があるというべきであると判断している。

#### (5) 「3 結論」(170頁)について

以上により、本件決定は、①統一協会には宗教法人法に定める解散事由が認められる、②統一協会へ解散を命ずることは、必要でやむを得ないといえると判断して、統一協会の解散を命ずるべきであるとしている。

### 8 今後の私の課題

原決定の「本件問題状況」という認定について、私の現在の認識にしたがって考えてみると、次のとおりの状況が存在していると私は書いた(原決定の分析 8頁)。それに、伝道活動の違法性を、より明確にするための部分を付加したもの(下線を付している)が、以下のとおりである。

- ① 正体を隠して、伝道されやすい人(悩みを抱えている人、宗教性のある人等)で、伝道する価値のある人(お金持ちか労働力となり得る人)を選別した勧誘によって、統一協会の伝道・教化課程に誘い込み、正体を隠し宗教教義であることも隠し、受け入れやすいように薄められた繰り返しの、かつ信者になってからの実践課題が隠された講義によって、統一協会の教義とは知らされないまま、それを真理であると信じさせられ、伝道・教化課程に仕組まれている操作によって、霊人体、霊界(地獄)、神、原罪等超自然的現象の存在を身近なものから順次実感させられ、また統一協会の教義には存在しない因縁の存在を実感させられ、それらのことを土台に人為的に宗教的回心を起こさせられ、文鮮明が原罪と因縁を解決する再臨のメシヤであるとの信仰を人為的に持たされ、
- ② 因縁の影響を回避するためには教義には存在しない先祖供養・霊界解放(多額の献金を伴う)、教義とは矛盾する救済方法であるにもかかわらず、文鮮明が作り上げた救済方法であるということによって先祖解怨・先祖祝福(多額の献金を伴う)を行うことが必要だという、文鮮明が再臨のメシヤであるという信仰に固く結びついた信念(判断基準)を持たされ、
- ③ 原罪を脱いで救済を受けるためには統一原理(真理)に従って生きなければならない、誠の限りを尽くした献金をしなければならない、母の国日本の使命として命がけの経済活動(万物復帰)で韓国と世界の統一協会を支えなければならない、そのためにも命がけに加えて、愛を込めた伝道活動をしなければならない、そうしなければ地獄に行く、日本が沈没するという、文鮮明が再臨のメシヤであるという信仰に固く結びついた信念(判断基準)を持たされ、
- ④ 救われるためにはアベル(宗教上の上位者)に対して絶対的に服従しなければならないという教えを真理と信じさせられ、神のための行為は善であるという教義を信じさせられて善悪の判断基準を転換させられ、社会的に相当性を欠いた、場合によって

- は犯罪に該当する行為を、正しいこととして順次実践させられることによって、組織（アベル）の命令であればそのような行為をすることに倫理的抵抗感を失わされてしまった、すなわち、組織（統一協会）に隷従させられた信者達が作りあげられており、
- ⑤ その信者達が、献金・入信等勧誘等行為について長期の実践の中で、いわば人を騙すノウハウを蓄積・共有していて、信者に対し繰り返し献金等を行わせ、一般市民の救済のためという「理想」を持たされて、国民に対し違法な入信勧誘や物品の販売を、強い熱意と使命感を持って類例のない規模で行うという状況を生じさせていたのである。その加害の本質は信仰の自由を侵害すること、そのことによって信者を精神的に支配し、信者のみならず国民の財産権、幸福に生きる権利、人生の自己決定権を奪っていくということなのである。
- ⑥ そのような信者たちを指揮し命令を発するのは韓国統一協会本部であり、具体的には、現在では、韓鶴子である（昭和50年代後半から平成24年までの期間は文鮮明である）。すなわち、日本の法律には拘束されず、他国の現職首相（当時）に対して「岸田をここに呼びつけて、教育を受けさせなさい」などと発言した人物が絶対的権力を握っているのである。そして、日本の統一協会とは、その発言に対して、拍手し歓声をあげつつ「はい」と応じる日本人幹部信者が多数いる組織なのである<sup>15</sup>。

上記②～⑥の事態が発生する根本的な原因が「宗教的回心」であると、私は考える。①に記載した、統一協会の伝道課程は、対象者に「宗教的回心」を人為的に起こさせるために設計されており、教化課程は発生させた「宗教的回心」を強化し、救われるためと装った実践課題を教え、その訓練をする場である。②～⑥の事態は、「宗教的回心」によって文鮮明が再臨のメシヤであるとの信仰を植えつけられ、統一原理がその信仰と固く結びついた真理となったために、教化課程と実践課程で発生するのである。

「宗教的回心」（神秘に帰依すること）について、乙事件判決は次のように判示している。

2 一神教の信仰は、神秘に帰依すること、すなわち、神秘なるもの（神が授けたとされる教えなど）を絶対に信じこれに自分を任せきることを意味する。このような信仰は、科学主義（合理主義）の対極に位置する神秘主義に属しており、人は、言葉による論理的な説明を理解して信仰を得る（神秘に帰依する）のではない。神秘に帰依するとの選択は情緒を大きく動かされて初めて可能であり、そうであるが故に、一旦、人が信仰を得た場合、その信仰がその人の心や行動を支配する力は絶大である。信仰は、人を教義や宗教的権威に隷属させる力を持っているのである。

3 信仰を得ること、すなわち神秘に帰依するとの選択が上記のようなものである以上、教義や宗教的権威の言葉が間違っていることを言葉により論理的に証明してみせても、人の信仰を揺るがすことはできないのであって、一旦、ある者が信仰を

<sup>15</sup> 2023年7月3日放映・報道1930・<https://www.youtube.com/watch?v=iZFroXOAM5E>

得て信者となった場合、神が授けた教えに服従しようとする思考や生活態度は、極めて強固なものとなる。ましてや、現に生存し言葉を発する文鮮明を救世主とする統一協会の信仰にあつては、文鮮明の発する言葉に対する絶対的服従が習慣化することは必然である（乙事件判決240頁下から3～241頁13行目）。

この判示の意味を、私は長い間、理解することができなかつた。この判示を含めた乙事件判決の意味深長な、聞いたこともなかつたいろいろな判示を、統一協会の伝道・教化課程で統一協会が行っている事実と対照することを、私は、長い期間をかけて繰り返した。甲・乙・丙事件以後に取り組んだAKH事件を含めた訴訟は、私にとっては、各原告が受けた伝道・教化活動の内容を聞き取り、それを乙事件判決のいろいろな判示によって理解し、その結果を準備書面として裁判所に訴えるということをひとつの側面とする行為であつた。

しかし、「宗教的回心」は、AKH事件では検討や認定の対象とされなかつた。その他の事件は、情勢の大きな変化によって和解で終了した。結果は伴っていないのである。なお、上記のような私の作業の今のところの集約点が、原決定の分析3頁で紹介している日弁連セミナーでの報告と令和7年札幌地裁事件の訴状である<sup>16</sup>。

したがって、私のこれからの課題は、統一協会の伝道課程で「宗教的回心」が人為的に起こされていることを主張・立証し、その人の人生に不可逆的な影響力を持つ「宗教的回心」の性質について理解して説明し、それを裁判所に認定してもらうことであると考へている。そのうえで、統一協会の教義を理解すれば、自己破壊的な統一協会員の行動も、普通に、誰にとつても理解することができるようになると私は考へている。そして、それは、統一協会による加害行為を防止する力になるはずであると信じている。

以上

---

<sup>16</sup> 日弁連セミナーでの報告・

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/consumer/240706\\_report.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/consumer/240706_report.pdf)

令和7年札幌地裁事件訴状・<https://glo.gr.jp/sojyou-dai3.pdf>

(別紙 1-1)

本決定の目次

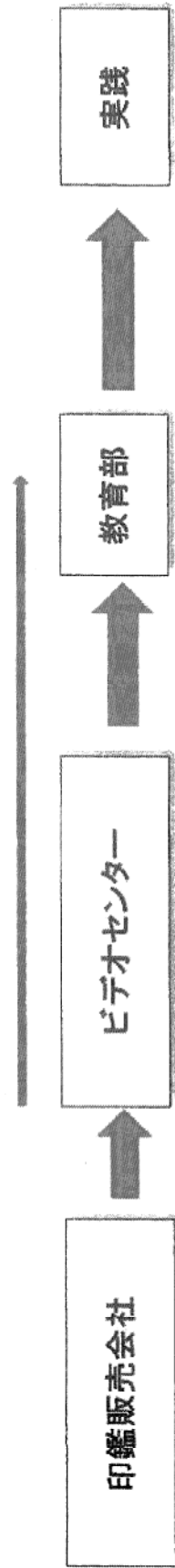
	第一 抗告の趣旨.....	2
	第二 事案の概要.....	2
5	第1 事案の要旨.....	2
	第2 前提事実.....	2
	1 当事者.....	2
	2 抗告人の信者らの行為に関する民事訴訟及び刑事訴訟の係属 .....	3
	3 抗告人によるいわゆる「コンプライアンス宣言」の発出等 .....	4
10	4 元内閣総理大臣に対する銃撃事件の発生.....	5
	5 解散命令の請求.....	5
	第3 相手方及び抗告人の主張の要旨.....	6
	1 相手方の主張の要旨.....	6
	2 抗告人の主張の要旨.....	9
15	第三 当裁判所の判断.....	11
	第1 認定事実①.....	11
	1 抗告人の概要、組織、収入及び予算.....	11
	2 文鮮明及びその活動、抗告人による海外の宣教活動の支援 .....	13
	3 「万物復帰」等の抗告人の教義及び文鮮明や抗告人の幹部の発言 .....	15
20	4 株式会社ハッピーワールド及び「全国しあわせサークル連絡協議会」や「信徒会」と称される活動体の活動.....	19
	5 献金の勧誘等に関するマニュアルや数値目標を記載した文書等 .....	25
	6 抗告人に対する損害賠償請求の状況.....	28
	7 抗告人の信者らによる物品の販売についての刑事訴訟の状況 .....	31
25	第2 認定事実①を踏まえた検討.....	31
	1 略称.....	31

	2	本件確定判決を踏まえた抗告人の信者らによる不法行為に関する検討	33
	3	本件確定判決を踏まえた抗告人の関与に関する検討	44
	4	本件和解を踏まえた検討	58
	5	総括	62
5	第3	認定事実②	63
	1	コンプライアンス宣言及びこれを踏まえた抗告人の対策	63
	2	コンプライアンス宣言後の抗告人における献金収入等の実情	94
	3	抗告人の信者らによるコンプライアンス宣言後の不相当献金等勧誘行為等の状況及び損害賠償請求等の状況	104
10	第4	認定事実②を踏まえた検討	124
	1	抗告人が執るべきであった対策	124
	2	抗告人がコンプライアンス宣言を踏まえて本件銃撃事件までに行った対策についての検討・評価	126
	3	コンプライアンス宣言後の抗告人の信者らによる不法行為及び抗告人の関与に関する検討	137
15	4	抗告人が本件銃撃事件後に行った対策等についての検討・評価	141
	5	総括	152
	第5	解散命令の可否	153
	1	抗告人について宗教法人法81条1項1号に該当する事由があると認められるか	154
20	2	抗告人の解散を命ずることが、抗告人の信者ら等の法的地位や権利関係に及ぼす影響を考慮してもなお、必要でやむを得ないといえるか	160
	3	結論	170
	第6	抗告人のその他の主張に対する判断	170
25	1	市民的及び政治的権利に関する国際規約18条3項等違反に関する主張について	170

	2	内閣の法解釈及び令和7年最決に関連する憲法違反の主張について ..	171
	3	憲法32条及び82条違反に関する主張について .....	176
		第四 結論.....	178
		(別紙1-1) 本決定の目次.....	180
5		(別紙1-2) 略称一覧表.....	183
		(別紙2-1) 本件確定判決一覧表.....	186
		(別紙2-2) 本件確定判決の判断の概要.....	203
		(別紙3-1) 本件和解一覧表.....	351
		(別紙3-2) その他の和解一覧表.....	386
10		(別紙4) 示談一覧表.....	387
		(別紙5) 刑事訴訟一覧表.....	396

畏怖困惑型請ね付証と信仰の自由侵害型請ね付証の根本的相違

物販伝道からビデオセンター・教育部の全体像



印鑑販売・物販伝道  
(姓名判断・因縁トーク)

↓

家系の不思議

↓

ビデオセンター受講決定

家系

↓

霊人体・地獄の実相  
善行徳行と神の愛・因縁

↓

神・罪  
供養祭献金  
(神の実感)

↓

原理講義  
復帰歴史

↓

文鮮明を証す

原理生講義・  
初めて集団受講

↓

目標の移し変え  
(個人の救済から地上天国の実現へ)

↓

先祖解怨への参加・恨霊の教え  
(アジア実感)・救済の回心  
アベル・カインの教え

地域組織に所属  
物販伝道への参加

展示会への動員・購入  
献金の連続

↓

畏怖困惑型請ね付  
個別の献金を中心に  
する

↓

物販伝道の実践に畏怖困惑  
型請ね付が中心にシフト

↓

万物復帰・伝道の教えと実践  
報・連・相の実践・隷従させる

↓

統一協会員になる

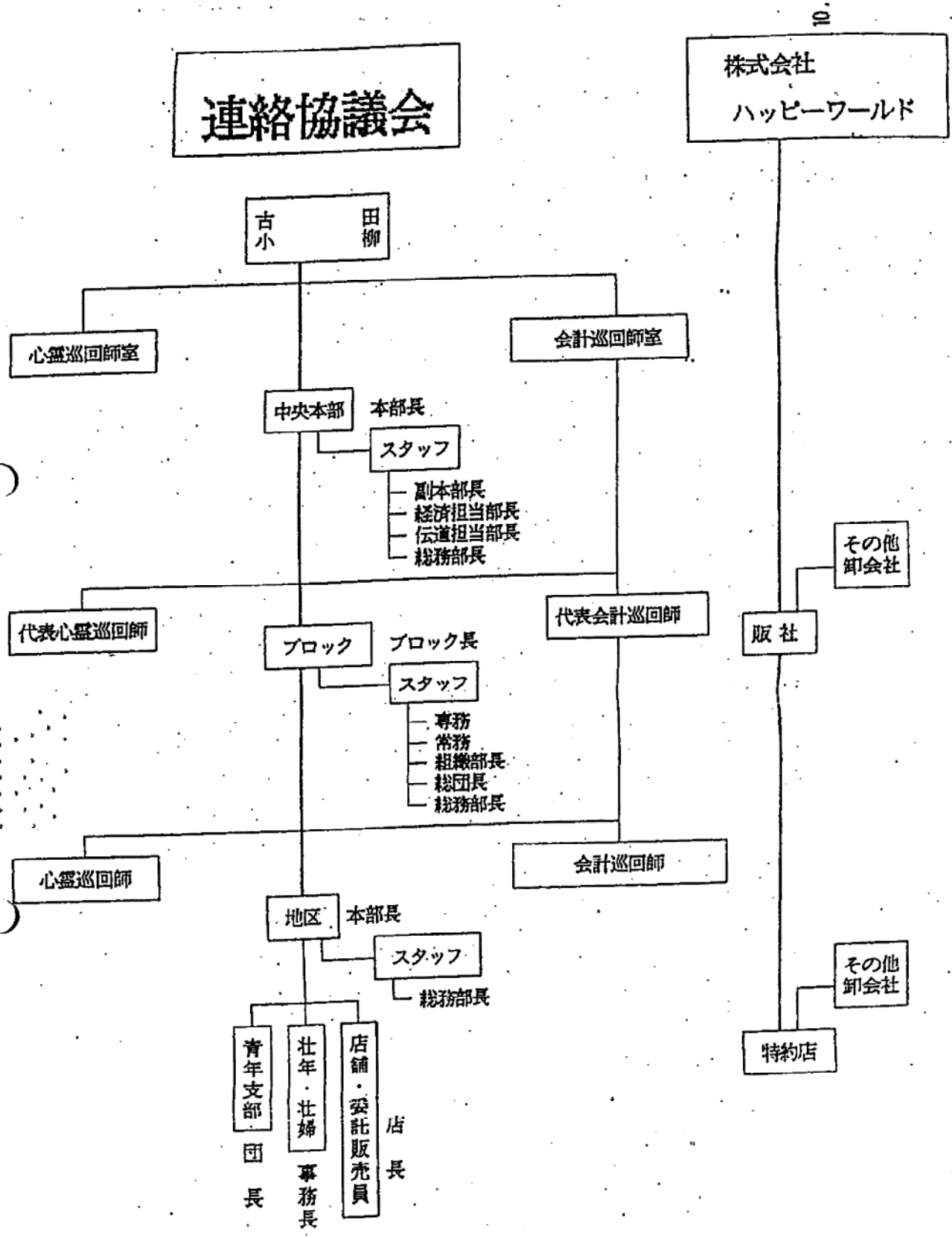
↓

ムル・真理のたどり  
物販を判断する  
基準にたがる。→ 畏怖困惑  
型請ね付にこそ陥れる


信仰の自由侵害型はこの過程を内題とする。

意識決定の前提である判断基準の違法に改変

型請ね付が中心に



作成年月日：平成7年9月8日

作成者：小柳 定夫 

(別紙2-1) 本件確定判決一覧表

- ※ 原告人の信者らの行為の不法行為該当性及び原告人に係る使用者責任等の成否に関する各確定判決の判断の概要は、別紙2-2「本件確定判決の判断の概要」に記載のとおりである。
- ※ 「認定された財産上の損害」欄、「認定された逸失利益」欄、「認定された慰謝料」欄、「認定された慰謝料」欄に斜線を付したものは、請求がされなかったことを意味する。
- ※ 「不法行為と認定された原告人の信者らの行為の概要」欄(対象者番号137番、139番、140番)においては、平成22年以降の支出であることが明らかなき金額を下線付きの太字で示した。
- ※ 本件確定判決においては、原告人と区別して「統一教会」又は「統一協会」の文言が使用されていることがある。別紙2-1、2-2においては、その場合、「統一教会」との文言を使用することとした。
- ※ 本件確定判決において、以下の各用語は、それぞれに掲げる内容を意味するものとして使用されている。

アペル	先輩又は上司の地位にある信者(甲E27の1〔2頁〕参照)
カイン	後輩又は部下の地位にある信者(甲E27の1〔2頁〕参照)。なお、原告人が発行した「信仰と生活」と題する書籍(平成2年4月5日改訂版第16刷発行)には、「カインとアペルはどのようなかわかっていますか?絶対に天の道に立ってカインが、夜でも愚でも愚でもいかなる命令をされようとも、その命令に従って百%行動せよ。」との記載がある(甲B8の13〔248頁〕)。
献身	会社勤務等の通常の勤労生活をせず、原告人の伝道活動や物販活動に専従すること(甲E15の1〔49頁〕)及び本決定本文「理由」第三の認定事実①-4(3)ウ(4)参照
マイクロ活動	信者数名でマイクロバスで寝泊まりしながら、日本全国を転々として、ハンカチ、珍味、コーヒー豆等の物品を訪問販売する活動(甲E27の1〔5頁〕参照)

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 原告人の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
1	・最高裁平成8年(付) 第1228号 ・福岡高裁平成6年 (ホ)第505号 ・福岡地裁平成2年 (ワ)第1082号	H6.5.27	1	(略)	原告人の信者らは、原告に対し、その家系図を示すなどして再三強い口調で先祖の因縁や献金に応じなければ不幸が起るなどと執拗に悪事を説き、原告を退去することもままならない、いわば執拗状態といっても過言でない状況に置いて、原告の不安をあおり、原告を困惑に陥れた上、昭和63年6月27日、亡夫の生命保険金の大部分を原資として300万円を献金させた。 原告人の信者らは、原告に対し、心憎みや恨み事を聞いた後、その悩み事や内縁の夫の死亡が母方の祖母の因縁であるなどの因縁話や亡夫の訴えを強い口調で言った上で、その因縁を清算するための献金を要求し、さらに直ちにその要求に応じなければ救われぬなどと申し向けて長時間にわたり執拗に献金を勧誘し、平成元年1月28日及び30日、合計210万円を献金させた。	¥30,000,000	¥1,000,000		民法715条
3	・最高裁平成11年 (ホ)第1395号等 ・大阪高裁平成9年 (ホ)第1122号 ・奈良地裁平成6年 (ワ)第207号	H9.4.16	3	(略)	原告人の信者らは、原告に対して述べ、原告の信者組織(信徒会)の運営する奈良カルチャーセンターに勧誘し、原告の悩み等を聞き出した上で、家系図を示して具体的に「かつ執拗に」「色情因縁がある」「他家の因縁がある」。「自分の代で因縁を取り除いておかないと孫子に因縁が出てくる」など因縁話をして献金を勧誘し、平成4年7月24日、210万円を献金させた。 原告人の信者らは、原告に対し、統一教会であることを明確に否定した上で、家系図を示すなどして、「先祖が今までの恨みのようなものをもっていて、子供ができて」「色情因縁がある」「子供ができて」「先祖が今までの恨みのようなものをもっていて、子供ができて」「色情因縁がある」など具体的な因縁話をし、平成5年6月28日、受講料10万円を支払わせ、同年7月29日、520万円を献金させた。	¥2,100,000	¥200,000		民法715条
4	・最高裁平成11年 (ホ)第24号 ・東京高裁平成9年 (ホ)第4886号、第 5026号 ・東京地裁平成6年 (ワ)第3119号	H9.10.24	5	(略)	原告人の信者らは、原告に対し、その祖父、同姉、美兄らの死亡した原因は祖先の因縁によるものであって、その悪業が原告の子供の早死や絶家をもたらす運命にあり、これを救うためには、献金をしなければならぬと脱くなどとして献金を勧誘し、平成3年12月31日に2100万円、平成4年2月28日に210万円を、それぞれ献金させた。	¥23,100,000	¥1,000,000		民法715条

甲Eの 証拠番号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 抗告人の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	抗告人の責任
5	・ 最高裁平成12年 (サ)第1913号等 ・ 広島高裁岡山支 部平成10年(サ)第 158号 ・ 岡山地裁平成元 年(ワ)第798号	H10.6.3	6	(略)	抗告人の信者らは、昭和62年9月15日から平成元年1月9日頃までの間、原告に対し、殊更に虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、「あなたはサタンの子だから、神の子になるためには自分の持っているものを捨てなければならぬ」「あなたが持っている財産はサタンのものだからまず、それを捨てて神のもとへ行かなければならぬ」といったように、原告の不安をあおり、困惑させるなどして、原告の自由意思を制約し、執拗に迫って、昭和63年3月、原告の全財産である60万円を献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入金させ、原告の生活を壊し、自由に生きるべき時間を奪った。(上記60万円及び原告が支払ったセミナー参加費12万5000円を財産上の損害として認定)	¥725,000	¥1,000,000		民法715条
6	・ 最高裁平成13年 (サ)第498号等 ・ 仙台高裁平成11 年(サ)第192号、第 374号 ・ 仙台地裁平成5 年(ワ)第921号	H11.3.23	7	(略)	抗告人の信者らは、原告に対し、献金による利益の獲得それ自体を目的として、あらかじめ定められた一定の手順に従って、組織的、計画的に、抗告人の名前も明らかにせず、因縁の話やこれによる不幸の到来を指摘して、その不安を殊更にあおり、困惑させるなどして、献金を勧誘し、平成元年3月27日か28日頃、原告の有していた郵便貯金のほとんど全部である62万円を抗告人に献金させた。	¥620,000	¥0		民法715条
7	・ 最高裁平成13年 (サ)第968号等 ・ 福岡高裁平成12 年(サ)第32号 ・ 福岡地裁平成6年 (ワ)第1578号	H11.12.16	8	(略)	1 抗告人の信者らは、原告に対し、献金による利益の獲得それ自体を目的として、あらかじめ定められた一定の手順に従って、組織的、計画的に、抗告人の名前も明らかにせず、因縁の話やこれによる不幸の到来を指摘して、その不安を殊更にあおり、困惑させるなどして、原告が死んだ母親に対する恩慕の念が深いことを利用し、献金による供養を強くしようとし、かつ、金額の提示後は、それにつき熟慮の機会も与えないまま、献金を勧誘し、平成2年12月26日、300万円を抗告人に献金させた。 2 抗告人の信者らは、原告に対し、物品販売による利益の獲得それ自体を目的として、組織的、計画的に、原告のカウンセラーに対する信頼感を利用し、カウンセラーにおいて、原告の死んだ母親の話を持ち出すなどして、その心情を揺さぶり、冷静な判断力を失わせるような方法で購入を迫り、平成3年2月27日、通常の使用を前提にして数年分の量の人参茶を172万8000円で購入させた。	¥4,728,000	¥0		民法715条
			9	(略)	抗告人の信者らは、原告に対し、献金による利益の獲得それ自体を目的として、あらかじめ定められた一定の手順に従って、組織的、計画的に、抗告人のためにすることを明らかにせず、因縁の話やこれによる不幸の到来を指摘して、原告の不安を殊更にあおり、困惑させるなどし、金額の提示後も、原告が入るなどとして、それにつき熟慮の機会も与えないまま、献金を勧誘し、平成2年9月28日頃、400万円を抗告人に献金させた。(その後、200万円の返還を受けたため、残額の200万円を財産上の損害として主張している。)	¥2,000,000			民法715条
			10	(略)	抗告人の信者らは、原告に対し、原告の娘の顔に障害があるのは先祖の非道な行為の因縁であると決め付け、更に将来身内に障害者が生まれるなどと述べて、原告を不安に陥れることにより、昭和60年1月29日に多宝塔1個を600万円、昭和61年3月30日に釈迦堂1個を440万円、その数日後に人参茶25本を200万円を、それぞれ購入させた。代金には、老後に備えるべき退職金の一部が充てられた。 (原告の支出した上記金員の合計額から和解により受領した金員を差し引いた金額である394万3200円を財産上の損害として認定)	¥3,943,200	¥300,000		民法715条

甲Eの 証拠番号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 原告人の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
11	・最高裁平成15年 (判)第1111号等 ・札幌地裁昭和62 年(ワ)第603号、昭和 63年(ワ)第1929号、 平成2年(ワ)第570 号、平成4年(ワ)第 11775号	H13.6.29	16	(略)	原告人の協会員は、昭和60年から平成4年にかけて、原告らに対し、原告らの財産の取替と無償の労 役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的に基づきながら、これ を秘匿した上、人の弱みに巧みにつけ込み、宗教教義とは直接の関連のない不安をあおり立て畏怖困惑 させながら、信仰に到達し得る段階までは原告人という宗教団体の教義であることを否定するなどして これを明かすことなく、その欺いを原告人の教義に求めるように誘導すべく組織的体系的に教育 を施し、その各過程において、入教関係費、各種物品購入費用を出借させ、また、原告人の教義である ことを明らかにした後は、上記のような目的を知らない原告らをして、宗教教義の名の下に、さらに 同様の費用を出借させたほか、無償の労役の提供をさせたり、新たな協会員獲得のための伝道活動に従 事させたりした。 (この原告については、昭和61年1月26日及び27日に支払った印鑑・数珠の代金相当額80万円 を損害として認定)	¥800,000	¥0		民法715条
			17	(略)	同上 (入会時期は昭和60年3月、脱会時期は平成元年4月15日。この間の慰謝料を損害として認定。)		¥1,000,000		民法715条
			18	(略)	同上 (入会時期は平成3年7月22日、脱会時期は平成4年4月26日。この間の献金・入教関係費相当 額を損害として認定。)	¥1,025,300	¥0		民法715条
			19	(略)	同上 (入会時期は昭和63年8月頃、脱会時期は平成4年3月。この間の献金・入教関係費相当額及び慰謝 料を損害として認定。)	¥307,000	¥1,000,000		民法715条
			20	(略)	同上 (入会時期は昭和63年8月又は9月頃、脱会時期は平成3年1月初め頃。この間の献金・入教関係 費相当額及び慰謝料を損害として認定。)	¥276,000	¥1,000,000		民法715条
			21	(略)	同上 (入会時期は平成元年7月12日、脱会時期は不明(平成2年9月から平成9年夏までの間)。この 間の献金・入教関係費相当額及び慰謝料を損害として認定。)	¥476,000	¥500,000		民法715条
			22	(略)	同上 (入会時期は平成元年5月17日、脱会時期は平成2年3月下旬頃。この間の献金・入教関係費相当 額及び慰謝料を損害として認定。)	¥1,886,000	¥500,000		民法715条
			23	(略)	同上 (入会時期は平成元年2月10日、脱会時期は平成4年1月。この間の献金・入教関係費相当額及び 慰謝料を損害として認定。)	¥4,563,000	¥1,000,000		民法715条
			24	(略)	同上 (入会時期は平成2年10月16日、脱会時期は平成4年2月21日頃。この間の献金・入教関係費 相当額及び慰謝料を損害として認定。)	¥414,000	¥1,000,000		民法715条
			25	(略)	同上 (入会時期は平成2年7月9日、脱会時期は平成4年2月16日頃。この間の献金・入教関係費相当 額及び慰謝料を損害として認定。)	¥776,200	¥1,000,000		民法715条

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者 (略)	不法行為と認定された 原告の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任	
23	・福岡高裁平成22 年(第)第400号、第 515号。 ・福岡地裁平成19 年(第)第72号	H22.3.11	90	(略)	原告人の信者らは、昭和62年1月21日から平成18年6月にかけて、原告らの母である対象者に対し、夫やその父が若くして死亡したことについて、その原因が先祖の悪因縁にあり、このままでは悪因縁によって対象者の二人の息子が夫と同様に若くして死亡することのないように願う対象者の心理的圧力を掛け、二人の息子が夫と同じように若くして死亡することのないように願う対象者の心理状態につけ込んで、物品を購入させたり(合計550万円)、当時の対象者の資産状況に照らして高額の献金(合計4988万6000円)をさせたりした。 (対象者の子である原告ら2名が2分の1ずつ上記損害賠償請求権を相続したとして、原告人に損害賠償請求している。上記合計1億0488万6000円から返金済みの191万円を控除した1億0297万6000円が財産上の損害として認定された。)	¥102,976,000	¥2,000,000		民法715条	
24	・東京高裁平成23 年(第)第483号 ・東京地裁平成19 年(第)第1799号	H22.12.15	91	(略)	原告人の信者らは、平成8年3月25日から平成18年3月15日までの間、原告に対し、先祖が地震で吾しんでおり、家系の代表として先祖を救うことが使命であると原告及びその家族、子孫まで先祖と同じ苦しみを受けると、原告の家系に属する具体的な因縁話をするなどして、その不安をおおひ、その自由な意思決定を不当に制約して、高額の物品を購入させたり、高額の献金をさせたり、多額の貸付けをさせたりした(献金、物品購入代金、貸付金等の合計額は3389万5750円)。	¥33,895,750	¥1,000,000		民法715条	
25	・名古屋高裁金沢 支部平成23年(第)第 55号 ・福井地裁平成21 年(第)第465号	H23.1.18	93	(略)	原告人の信者らは、平成6年10月2日から平成17年1月までの間、原告に対し、先祖の悪い因縁により、原告はおろか子供にまで害が及ぶなどと、原告の家系についての具体的な因縁話をするなどしてその不安をおおひ、その自由な意思決定を不当に制約して、高額の献金をさせたり、セミナーに参加させたりするなどの(献金、物品購入代金、セミナー等への参加費用等の合計額は1177万0232円)。	¥11,770,282	¥800,000		民法715条	
26	・福岡高裁平成23 年(第)第382号 ・福岡地裁平成19 年(第)第576号	H23.2.28	94	(略)	原告人の信者らは、原告らの教義を信仰する意思を有しなかった原告に対し、原告人への献金原資とする意図を秘して、祈願礼式の資金名目で研修施設への金員の提供を勧誘し、平成20年3月26日、原告人に500万円を交付させた。	¥5,000,000	¥0		民法715条	
27	・札幌高裁平成24 年(第)第332号 ・札幌地裁平成16 年(第)第1440号、平 成18年(第)第1799 号、平成21年(第)第 968号、平成22年 (第)第2921号	H24.3.29	95	(略)	原告人の信者らは、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させて、原告人に経済的利益を獲得させる目的の下、原告らに対し、宗教性や入信後の実践内容を秘匿し、聖罪や因縁を語って恐怖心をおおひすることも厭われないで、原罪や聖罪・因縁が実在する害悪であると信じ込ませる手法で伝道活動を行い、家族等との交流を断絶させ、金銭拠出の不足が信仰の怠りであり救済の否定につながるかと教えを信仰を維持させ、過酷な環境でマイクロ活動を行わせたり、経済状態を考慮することなく性急かつ過剰な金銭拠出を求めたりするという違法な伝道・教化活動を行った。 (伝道中は昭和63年、入信期間は4年4月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥3,478,400	¥1,560,000	¥0		民法715条

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 原告人の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された恩謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
	109		(略)	同上	(伝道年は平成2年、入信期間は1年8月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥5,206,515	¥540,000	¥0	民法715条
	110		(略)	同上	(伝道年は昭和63年、入信期間は4年5月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥5,136,400	¥3,300,000	¥0	民法715条
	111		(略)	同上	(伝道年は昭和62年、入信期間は5年7月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥14,755,000	¥670,000		民法715条
	112		(略)	同上	(伝道年は昭和63年、入信期間は3年9月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥4,906,000	¥2,600,000	¥0	民法715条
	113		(略)	同上	(伝道年は平成2年、入信期間は2年4月。この間の慰謝料が損害として認定された。)	¥0	¥520,000		民法715条
	114		(略)	同上	(伝道年は平成2年、入信期間は8年。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥3,900,000	¥4,160,000		民法715条
	115		(略)	同上	(伝道年は平成4年、入信期間は6年9月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥8,267,008	¥5,810,000		民法715条
	116		(略)	同上	(伝道年は平成4年、入信期間は2年11月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥1,488,680	¥350,000		民法715条
	117		(略)	同上	(伝道年は昭和62年、入信期間は3年4月。この間の入教関係費・献金関係費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥234,000	¥620,000	¥0	民法715条
	118		(略)	同上	(伝道年は平成元年、入信期間は9年7月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥12,681,988	¥3,930,000	¥0	民法715条
	119		(略)	同上	(伝道年は平成3年、入信期間は8年6月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥1,603,000	¥2,890,000	¥0	民法715条
	120		(略)	同上	(伝道年は平成4年、入信期間は3年7月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥5,370,900	¥430,000		民法715条
	121		(略)	同上	(伝道年は昭和63年、入信期間は3年4月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥5,516,000	¥400,000		民法715条

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 原告の言者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
			122	(略)	同上 (平成2年3月から平成4年10月までの入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額が損害として認定された。)	¥625,690			民法715条
			123	(略)	同上 (伝道年は昭和62年、入信期間は5年3月。この間の入教関係費・献金関係費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥628,570	¥5,330,000	¥0	民法715条
			124	(略)	同上 (伝道年は平成元年、入信期間は6年10月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥4,480,780	¥3,940,000	¥0	民法715条
			125	(略)	同上 (伝道年は昭和55年、献身期間は5年3月。この間の献金関係費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥2,250,000	¥2,190,000	¥0	民法715条
			126	(略)	同上 (伝道年は平成2年、入信期間は3年10月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥1,383,800	¥460,000		民法715条
			127	(略)	同上 (伝道年は平成3年、入信期間は6年6月。この間の入教関係費・献金関係費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥855,000	¥4,200,000	¥0	民法715条
			128	(略)	同上 (伝道年は平成3年、入信期間は1年6月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥2,747,800	¥700,000	¥0	民法715条
			129	(略)	同上 (伝道年は平成3年、入信期間は16年10月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥3,637,500	¥7,710,000	¥0	民法715条
			130	(略)	同上 (伝道年は平成16年、入信期間は3年5月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥6,034,941	¥410,000		民法715条
			131	(略)	同上 (伝道年は平成13年、入信期間は4年11月。この間の入教関係費・献金関係費・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認定された。)	¥11,755,829	¥990,000	¥0	民法715条

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者	不法行為と認定された 原告者の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
28	札幌高裁平成26 年(ハ)第260号、第 375号 ・札幌地裁平成16 年(ワ)第36号、平成 18年(ワ)第1798号、 平成21年(ワ)第1696 号	H26.3.24	132	(略)	原告人の信者らは、原告らに対し、 (1) ①献金及び無償の物品販売活動等を行わせるとともに、そのような行為をする信者を再生産することによって、経済的利益を獲得するという不当な目的に基づき、②勧誘の初期段階においては、当該勧誘行為が単独団体の活動であることを秘匿し、先祖の因縁話、霊界の先祖からの働きかけについて話し、自己の罪深さを認識させたりするなどして不安をおおるといって、圧迫、教化活動を行い、原告らの信教の自由を侵害するともに、 (2) 上記の経済的利益を獲得するという目的を達成するための手段の一環として、物品を販売し、献金を求めた。 (昭和63年頃に勧誘、平成14年10月頃までに脱会。この間の入教関係費・献金・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認められた。)	¥9,439,896	¥1,000,000		民法715条
			133	(略)	同上 (平成元年4月に勧誘、平成6年8月に脱会。この間の入教関係費、物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認められた。)	¥2,465,094	¥1,500,000		民法715条
			134	(略)	同上 (平成4年8月末頃に勧誘、平成18年6月頃に脱会。この間の入教関係費・献金・物品購入費相当額及び慰謝料が損害として認められた。)	¥19,137,259	¥1,500,000		民法715条
29	東京高裁平成28 年(ハ)第1042号 ・東京地裁平成24 年(ワ)第32969号	H28.1.13	135	(略)	原告人は、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、主婦に対しては、献金によって夫を敬い、夫の象系を敬うという使命のために、夫の財産から、夫の意思に反して内緒で原告人に対する献金等を出捐させていたところ、原告人は、原告の妻である対象者をして、平成7年8月15日から平成21年8月25日までの間、夫である原告の財産から、原告の意思に反し、原告人に対する献金等を出捐させた。 ※認定された損害 ①対象者が原告名義の口座等から引き出して原告人に対する献金等として費消した金額(3374万0888円) ②対象者が上記①のとおり原告の預金等を費消したことが原因の一つとなって原告と対象者との婚姻が破綻したことによる精神的苦痛に対する慰謝料(100万円)	¥33,740,888	¥1,000,000		民法709条
30	東京高裁平成29 年(ハ)第870号 ・東京地裁平成24 年(ワ)第19029号	H29.2.6	136	(略)	原告人は、原告に対し、 (1) 平成13年9月15日から平成16年4月下旬までの間、①統一教会や文鮮明のことを秘して勧誘、教化を行い、献金・物品購入代金・受講料等(その合計は315万8550円)を支払わせるとともに、②先祖の因縁等の話をし、原告人とは知らせずに世田谷フォーラムで受講させるなどして精神的苦痛を与えた。 (2) 統一教会や文鮮明のことを知らせた後も、それまで継続された不相当な勧誘、教化による影響を利用し、献金等の具体的活動の内容を知らせるとなく、①平成16年6月8日から平成18年9月まで、原告の当時の収入に比して著しく高額な献金をさせ、原告が退職時に受領した年金を原簿として多額の年金を支出させ、具体的用途が明らかでない積立金を支出させる。(その合計は543万5800円)とともに、②平成21年10月14日の合同結婚式への参加により精神的苦痛を与えた。	¥8,594,350	¥2,000,000	¥0	民法715条、709条

甲Eの 証拠番 号	事件番号	一審判決の言 渡日	対象者 番号	対象者 (略)	不法行為と認定された 原告人の信者らの行為の概要	認定された財産上 の損害	認定された慰謝料	認定された逸失 利益	原告人の責任
31	・最高裁令和3年(伏) 第495号等 ・東京高裁令和2年 (株)第1541号 ・東京地裁平成29 年(ワ)第12048号	R2.2.28	137	(略)	原告人の信者は、原告に対し、長男等の不幸が先祖の因縁によるものではないか等の不安や恐怖心をあおり続け、平成25年4月から平成26年9月までに、①愛護料1.8万円、②先祖供養や祝福結納式に關する献金34.4万円、③韓国清平への渡航費用37万円、靈肉祝福の衣装代3万円及び指輪代1万0500円(合計403万0500円)を支払わせた。	¥4,030,500	¥300,000		民法715条
32	・東京高裁令和3 年(伏)第2138号 ・東京地裁平成29 年(ワ)第40746号、 平成30年(ワ)第1501 号	R3.3.26	138	(略)	原告人の信者らは、平成17年4月から平成21年7月19日までの間、亡母の苦しみや悲しみに強い衝撃を受け、また、亡母を感で早くに亡くし、遺体に対する強い恐怖心を抱いている原告に対し、天運石を授けられ先祖が救われる、魂のリスクを取り除くために天運石を授けられたら良い、霊界にいる亡母の救済のためには先祖解怨や先祖祝福を行う必要があるなどと述べ、亡母に対する強い思いや痛に對する強い恐怖心に乘じたり、信者としての使命感やこれに背くことへの恐怖心を殊更におおりに立てたりするなどとして、亡母から相続した遺産のほぼ全てに当たる額を献金させるなど、高額の献金をさせた。 ※ 献金・物品購入等支出額 344.6万円	¥34,460,000	¥1,000,000		民法715条
			139	(略)	原告人の信者らは、平成10年1月27日から平成25年までの間、原告に対し、誹謗を通じて、原告の家族には色憎因縁があり、これらが長男に悪影響を及ぼしているなどの認識を持たせた上、長男の将来に對する強い不安や恐怖心に乘じて献金を勧誘し、借金をしてまで高額の献金等をさせた。 ※ 献金・物品購入等支出額 383.3万9600円(うち平成22年以降の支出であることが明らかなのは69万0400円)	¥38,339,600	¥1,000,000		民法715条
			140	(略)	原告人の信者らは、平成14年4月14日から平成25年12月19日までの間、原告に対し、講義寺を通じ、原告の長男が病気がちなのは先祖の因縁や自らの色憎因縁によるものであるとの考えに至らせ、長男の将来に對して強い不安を有する原告に對し、自身の罪と先祖の因縁を清算するという目的のために献金をするよう勧誘するなどして、使途を隠して内縁の夫から資金提供を受けてまで高額の献金等をさせた。 ※ 献金・物品購入等支出額 295.2万9650円(うち平成22年以降の支出であることが明らかなのは61.6万0700円)	¥29,529,650	¥1,000,000		民法715条
計						¥1,512,228,609	¥171,770,000	¥0	

甲Fの証拠番号	事件番号	和解の成立日	対象者番号	対象者	和解の内容		請求原因における原告の主張					備考
					和解金額	相当額設定	財産上の損害	慰謝料	逸失利益 その他	請求対象期間	原告の主張する不法行為の概要	
98	東京地裁平成30年(ワ)第36612号	R3.4.28	363	(略)	¥60,000,000	○	¥145,799,010	¥5,000,000	¥0	H3.12~H28.5	<p>被告人は、原告に対し、被告の伝達権限であることを知らせていないまま、ビデオセンターを受講させて第一原則を割り込み、文鮮明をメシヤであると信じさせ、伝道の実践活動や過酷な海外宣教活動に従事させ、宗教的意志決定の自由を侵害することにより、平成3年12月13日から平成28年5月までの間、献金、物品購入代金等として、合計1億4579万9010円を支払わせた。</p> <p>※このうち平成22年以降の支出は、973万9560円。</p>	<個別区画> ZQ3
99	東京地裁令和元年(ワ)第14941号	R3.6.17	365	(略)	¥1,800,000		¥1,939,427	¥200,000	¥0	H28.2~H28.8	<p>被告人は、原告に対し、夫の家内での暴力について、先相の因縁によるものである可能性を示唆した上で、ビデオセンターを受講させ、6度の流産、特に最後の妊娠について大きな罪を犯したのだと認識させるとともに、因縁と罪の清算のためにも被告人に入信して活動しなければならぬと思わせた上で、商品販売の勧誘活動等の実践活動に従事させ、思想、信条の自由を侵害するとともに、昭和59年頃から平成25年2月頃までの間、献金、物品購入代金等として、合計147万7404円を支払わせた。</p> <p>※このうち平成22年以降の支出は、平成25年2月頃の献金34万円。</p>	<個別区画> ZQ3
100	東京高裁令和3年(オ)第1210号	R3.11.11	366	(略)	¥23,400,000	○	¥66,530,000	¥6,553,000	¥0	H15.8~H26.8	<p>被告人の信者は、原告に対し、当初から原告の全ての資産を収奪することを目的として、正体を隠して勧誘した上で、先相による因縁の恐怖等を殊更にあおって金員の拠出を要求し、平成16年8月23日から平成26年8月5日頃までの間、献金等の名目で、合計653万円を支払させた。</p> <p>※このうち原告主張の平成22年以降の支出は、1701万円。</p> <p>(一審判決の判断について)</p> <p>一審判決は、原告が、平成16年11月25日から平成26年8月5日頃までの間、献金等の名目で、合計約4852万円を支出した(うち平成22年以降の支出は89万6600円)と認定したが、平成19年4月13日(念書作成時)までの献金等に関する不法行為に基づく損害賠償請求は不起訴合意により訴えの利益を欠き訴えが不適法であるとして訴えを却下し、その後の献金等については勧誘行為に違法性が認められないとして請求を棄却した。</p>	一審判決は、東京地裁平成28年(ワ)第21355号(乙B9の10)である。
計					¥5,752,776,082		¥9,316,594,185	¥902,002,959	¥150,073,950			